

令和 2 年 3 月 1 0 日

令和 2 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 1 号)

和 東 町 議 会

令和元年第1回和東町議会定例会

会議録 (第1号)

招集年月日 令和2年3月10日(火)

招集の場所 和東町議会議場

開閉議日時 開議 午前 9時30分

閉議 午後 4時36分

出席議員(10名)

1番	岡	田	勇	2番	高	山	豊彦
3番	藤	井	清隆	4番	村	山	一彦
5番	吉	田	哲也	6番	井	上	武津男
7番	岡	田	泰正	8番	岡	本	正意
9番	畑		武志	10番	小	西	啓

欠席議員(0名)

なし

職務のため議場に出席した者の氏名

事務局 長 島川昌代

書 記 今西靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	堀忠雄
副町長	奥田右
総務課長	岡田博之
総務課行財政担当課長	藤原秀太
地域力推進課長	草水清美
税住民課長	細井隆則
福祉課長	北広光
診療所事務長	久保順一
農村振興課長	東本繁和
建設事業課長	馬場正実
会計管理者兼会計課長	瀧村幸代

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり
会議録署名議員	2番 高山豊彦 3番 藤井清隆

議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会の報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 3号 令和2年度和東町一般会計予算
議案第 4号 令和2年度和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 5号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 6号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 令和2年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 8号 令和2年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 9号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第10号 和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第11号 和東町監査委員条例の全部を改正する条例
- 日程第 9 議案第12号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

新型コロナウイルス感染等の関係で、議場内マスクを着用していただいて結構です。

ただし、発言時はマスクを外して発言していただきますよう、よろしくお願いいたします。

ただいまから、令和 2 年和東町議会第 1 回定例会を開会いたします。

町長挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

おはようございます。

令和 2 年第 1 回和東町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には全員ご出席いただきましてありがとうございます。

また、日ごろは、和東町の行政に何かとご指導、ご協力を賜っておりますことをあわせてお礼を申し上げさせていただきたいと思っております。

今、議長の話もありましたように、世界中に新型コロナウイルスで大きな問題となっております。和東町としましても、感染を防ぐために不要不急の外出等、また、うがい、手洗いの徹底等を住民の皆様にもお願いをしているところであります。これからもこうした問題については、十分に感染防止に向けて進めてまいりたい、このように思っているところであります。

さて、本定定例議会でございますが、令和 2 年度の予算を中心に、補正予算、そして条例の改正等をご審議いただくことになっております。どうか慎重なご審議をいただきまして、いずれにいたしましても、原案承認いただきますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもご苦労さんでございます。ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、高山豊彦吉田哲也議員、3番、藤井清隆議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から3月27日までの18日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和元年度第10回の出納検査の結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望される議員は、事務局にてごらんください。

以上で、報告を終わります。

日程第4、 日程第4、閉会中の委員会調査報告及び一部事務組合議会等の報告を求めます。

初めに、総務厚生常任委員長、岡田泰正議員。

○総務厚生常任委員長（岡田泰正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまより総務厚生常任委員会報告をいたします。

本委員会は、2月26日に、町長・副町長、関係課長・課長補佐の出席を求め、令和元年度の事務事業の進捗状況と令和2年度の予算概要について調査を行いました。

初めに町長から、新型コロナウイルス感染症対策について、政府は2月25日に感染拡大を防ぐため基本方針を示された。和東町においても対策調整会議を持ち、各課連絡体制をとりながら情報の共有・提供に努め、住民の感染を防いでいくと挨拶されました。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策について、本庁のこれまでの対応や今後のイベント等の対応について報告されました。

予防対策として、保育園、小・中学校へのマスクの配布や庁舎各課窓口、公共施設への消毒液の設置、ホームページ・ポスターなどで注意喚起を行っている。また、国民健康保険診療所への問い合わせや来院時の対応についても説明されました。

委員からは、「保育園での園児・乳幼児の対応や指定感染病院はどこになるのか。診療所でも対応してもらえるのか」などの質疑がありました。和東町としての対応は、「住民への周知だけになり、随時、情報を開示していく。もし、感染者が出た場合、山城南保健所の指示を仰ぎ対応し、また、今後の状況についてもその都度対応していく」とされました。

次に、令和元年度一般会計予算の執行状況の概要説明があり、予算総額33億8,920万円に対して、歳入では23億400万円、収納率は68%、歳出では20億9,288万円、約62%の執行率でした。

繰越事業では、予算1億2,838万円に対し3,341万円の収入で、収納率は約26%、国庫補助金等が年度末の収入となるため低い収納率となっています。

歳出は6,783万円で、約53%の執行率でした。これを各課別に見ますと、総務課では、自動車運転免許証の自主返納支援について、1月末時点で16人から申請があり、5,000円分の奈良交通バスICカード乗車券を交付された。

防災関係では、京都府の浸水区域見直しと家屋倒壊区域の新設に伴い、本町におい

ても防災ハザードマップを作成しました。また、原山地内・石寺地内の火の見櫓の撤去について12月20日に契約を締結し、年度内に撤去予定である。

まちづくりの基本となる新総合計画策定事業、第2期地方創生総合戦略策定事業については12月20日に契約を締結し、令和2年度に繰り越される。

税住民課では、マイナンバーカードは現時点で285枚交付している。

町税は、予算額3億7,846万円に対し3億3,780万円の収入があり、収納率は約89%である。

国民健康保険の保険税は1億886万円の収入があり、収納率は77%、被保険者数は1,356人、後期高齢者医療の保険料は3,401万円の収入があり、収納率は85%、被保険者数は890人であった。

福祉課では、就学前の乳幼児を対象としたインフルエンザ予防接種費用助成について、1月末現在の助成実績は46人であった。

介護保険では、今年度と来年度の2カ年で8期の計画を策定するに当たり、ニーズ調査等のアンケートを実施した。1,659通のアンケートを依頼し、2月17日現在で717通、43.2%の回収となっている。また、施設入所サービスに関する費用として2億2,731万円を支出しており、受給者数は82人。地域支援事業として介護予防訪問介護に13人、通所介護に22人利用された。

また、一般介護予防事業として、いきいき元気塾やシニアライフサポート学級など、101人参加されました。

人権啓発課では、12月7日に人権を考える集いを開催し、小・中学生の作文発表やLGBT、すなわちセクシャル・マイノリティをテーマにした人権講演を実施されました。76名が参加された。

これらの説明に対し各委員からは、「町税や介護保険料などの収納状況や徴収業務の進捗は」、「自動車運転免許証自主返納者へICカードを交付された後、利用状況は把握されているのか。1回だけの交付で使用されたあとの対応は」、「介護保険の

アンケート調査について回収率が低いのが、計画にどのように反映させるのか」、「高齢者介護予防支援事業として、外出支援や軽度生活援助サービスの利用状況は」、「保育園の砂場がきれいと言える状態ではない。砂の入れかえを定期的にできないのか」などについて質問されました。

次に、令和2年度の一般会計及び特別会計の主要事業などの調査を行いました。

令和2年度の一般会計予算の総額は32億8,900万円、対前年度比5,480万円、1.7%の増額となっています。

特別会計では、6特別会計合計で19億7,222万円、昨年比べて6,683万円、3.3%の減額となりました。

一般会計では、地方創生推進交付金事業として、京都やましろ地域12市町村と東京渋谷区の人や企業が交流し、関係人口の創出・拡大を目指す事業を展開される。また、ホームページのリニューアルやふるさと納税返礼品として活用する秋吉久美子氏デザインのオリジナル茶器セットの作成、災害対策として柚田地内に設置する耐震用地下式防火水槽の設計委託や災害時におけるトイレとして、避難所である和東小学校にマンホールトイレ10基を設置、備蓄品として新たに段ボールベッド100個整備される。

特別会計では、国民健康保険特別会計については、国保広域化も3年目に入る。人間ドックを含む特定健診の受診率向上に取り組むとともに、保険料の軽減につなげるため、ジェネリック医薬品の勧奨や糖尿病重症化予防などの医療費適正化に取り組まれる。介護保険特別会計保険事業勘定では、居宅介護・施設介護サービス給付費の増により、昨年度より5,970万円の増額となった。

当初予算については、予算特別委員会で審査することから質疑はほとんど行わず、概要の説明を受けるにとどめました。

そのほか、3月定例会で提案予定の監査委員条例の全部改正について説明されました。

以上、総務厚生常任委員会からの報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、産業常任委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員長（吉田哲也君）

私のほうからは、産業常任委員会報告をいたします。

本委員会は、2月27日に、町長、副町長、関係課長、課長補佐の出席を求め、各課における令和元年度事業の執行状況や令和2年度予算の概要などについて事務調査を行った。

堀町長の挨拶の後、新型コロナウイルス感染症対策について現在の状況や今後の対応など説明され、委員からは住民への周知や小・中学校の卒業式の対応、観光客や民泊受け入れの実態や対応などについて質問された。

続いて、奥田副町長から一般会計全体の執行状況が説明され、歳入においては68%、歳出においては62%の執行率である。

繰越事業については、歳入26%、歳出53%の執行状況であるとの説明を受けた。

次に、各課から主な事業の執行状況が報告され、地域力推進課からは、町外移住者の空き家改修を補助することにより移住者の増加を図っている。現在、特別区外になるが、釜塚地内で家屋の改修が進められている。また、新たに移住促進特別区として東和東地区4区を現在申請中である。

湯船活性化の補助事業としてほうじ茶ペットボトルを開発し、販路を拡大する。

茶源郷わくわく農業体験満喫事業では、郷土料理発掘事業とあわせて実施された料理コンテスト優秀作品の試食会や3月には和東移住短期大学を開校し、釜塚地内のツナギバカフェを総合案内所とし、町内全域をオープンキャンパスとして事業を進められる。

観光案内所の1月までの来場者数は、5,251人となっている。

2021年5月に湯船マウンテンバイクランドで開催されるワールドマスターズゲ

ームズのコース整備工事について、12月19日から工事着工された。

この他、グリーンスローモビリティ運行事業や重要文化的景観調査の実施、観光客用マナーリーフレットや注意喚起の看板も作成された。

新型コロナウイルスの関係で中止された事業もあった。

農村振興課では、グリーンティ和東改修事業としてガラスハウス跡地に予定している農産物直売所の新築工事について1月31日に契約を締結し、現在、工事着工しているが、来年度へ繰り越しとなる。

30年度からの繰越事業であるグリーンティ和東周辺の駐車場整備については、既に工事も完成し、一部スポーツ施設としてグラウンドゴルフなどでも使用できるようになっている。

また、森林税を活用した豊かな森を育てる府民税交付金事業では、町有林の間伐や三国林道などの危険木の伐採や倒木の撤去、和東保育園に木製テーブルを設置した。

建設事業課では、橋梁長寿命化修繕事業では調査業務もほぼ完了し、工事についてはこれから発注となる。石寺地内の2橋を予定している。

町道拡幅改良事業については、原山地内町道山口線も工事完成間近となっている。

災害復旧事業については、別所地内の白栖別所線地すべり工事も最終段階に入っている。

また、30年度からの繰越事業として、門前橋の撤去工事や災害復旧工事もほぼ完成し、現在、清算段階に入っている。

簡易水道事業については、西和東地区の機具の取りかえを来年度へ繰り越しでお願いしたい。

30年度からの繰越分の統合簡易水道整備事業については、今年の9月に完成している。

下水道事業については、工事は現在行っておらず、維持管理のみであり、順調に進捗している旨報告されました。

説明の後、質疑に入り、「移住の動きについて低調に思うが、現在の状況や空き家確保の状況は」、また、「東和東地域4区の特別区申請に至った経過は」、「今後移住を進めていく上で、公営の住宅を確保しながら受け入れるということも必要ではないか」、「農産物直売所の工事の内容や完成後の農産物等の販売方法は」、「乗用型摘採機補助事業の内容、申請方法は」、「星野リゾートの現在の進捗状況は、正式に京都府も入って協定を締結しているので、今後必要に応じて報告願いたい」。

また、「グリーンスローモビリティ事業で再度中和東ルート、石寺ルートを走行されるが、予約方法や今後公共交通としても利用するのか」、「森林経営管理制度の内容は」、「町道整備事業として1,500万円予算計上されているが、未執行となっている。事情があり繰り越しになるようだが、計画的に事務処理をし、遅延することなく執行すべきである」と厳しい意見も出されました。

また、「簡易水道事業において、水道委員会の会議録や資料の公開、今後、料金改定を予定されているが、料金改定にも限界がある。国へ財政支援を訴えてほしい」など質問されました。

次に、令和2年度の一般会計及び特別会計の主要事業の調査を行い、地域力推進課では、移住・定住の促進事業や地方創生推進交付金を活用した交流人口の拡大を目指した事業、ワールドマスターズゲームズ開催による準備や機運の醸成などに取り組まれる。

農村振興課では、新規事業として体験交流センターの耐震・改修工事を実施される。

また、担い手確保と地域への定着を図るため新規就農者への給付金交付事業、野生鳥獣被害対策事業などが計上されている。

建設事業課では、大規模修繕事業として、中区祝橋、石寺区石寺橋の測量設計を実施し、事業を進められる。

また、新しく国土強靱化事業として、町道の拡幅改良事業や橋梁長寿命化修繕事業として、5年に1回の橋梁一括点検を実施される。

その他、3月定例会に提案予定のその他プラスチックごみの有料化に伴う廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正などについて説明されました。

また、午後からは、別所地内の地すべり工事や原山地内の町道山口線改良工事などの現地調査を行い、委員会を閉会しました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続いて、一部事務組合議会の報告を求めます。

初めに、山城病院組合議会、畑 武志議員。

○山城病院組合議会（畑 武志君）

それでは、令和2年第1回国民健康保険山城病院組合議会報告を行います。

本議会は、令和2年2月20日9時30分より、京都山城総合医療センター会議室で開会されました。

最初に、諸般の報告が河井管理者から行われ、令和元年11月11日の第2回定例会開催後の病院組合の動きについての報告、また、本定例会への提出議案について説明がありました。

令和元年度の京都府保健医療功労表彰が行われ、山城病院総合医療センターが団体の部の地域保健医療部門において知事表彰を受賞した。

「新型コロナウイルスへの対応については、第二種を感染して、医療機関として1月から保健所とともに対応を行っており、また、2月5日からの国の要請を受け、感染疑い例を診察する帰国者・接触者外来を設置した」との報告でございました。

続いて、一般質問に入りまして、木津川市の宮嶋良造議員から、医師、看護師を初め全職員の働き方改革についての質問がございました。

次に、同意第1号でございます。副管理者の専任についてでございます。

岩瀬副管理者の任期が本年3月31日をもって満了することから、再任について同意を求めるもので、挙手全員で同意・選任されました。

議案では、第1号議案、国民健康保険山城病院組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和元年度人事院勧告を受けて、給与に関する条例の一部を改正するもので、挙手全員で可決されました。

第2号議案では、京都山城総合医療センター使用料等徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

令和2年度から駐車場運営管理業務を事業者へ委託することから、駐車場使用料を令和2年4月1日より廃止するもので、挙手全員で可決されました。

第3号議案では、令和元年度国民健康保険山城病院組合事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

資本的収入における国庫補助金が3,999万9,000円増額補正で、挙手全員で可決されました。

第4号議案、令和元年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

療養費用の給与費から経費に380万円を組みかえ、補正するもので、挙手全員で可決されました。

第5号議案では、令和2年度国民健康保険山城病院組合事業会計予算についてでございます。

令和2年度の実績ベースを踏まえ、会計年度任用職員の制度に係る費用等を予算に反映したもので、予算規模は81億2,154万3,000円であり、挙手全員で可決されました。

第6号議案、令和2年度国民健康保険山城病院組合介護老人保健施設事業の会計予算についてでございます。予算は5億7,988万4,000円であり、挙手全員で可決されました。

以上、提案されました7議案、同意1件、議案第6件について、全て可決され、承

認されました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、相楽郡広域事務組合議会及び相楽中部消防組合議会報告について、私、小西 啓が議長席より報告いたします。

初めに、相楽郡広域事務組合議会報告をいたします。

2月17日、大谷処理場会議室において、令和2年第1回相楽郡広域事務組合議会定例会が、開催されました。

初めに、杉浦代表理事から組合の主な取り組みについて、次のとおり報告がありました。

し尿処理業務では、12月末現在の大谷処理場への搬入量は6.5%減となり、今後も減少していく。大谷処理場基幹的設備改良事業は、2月から電気設備工事が開始され、5月から工事は本格化する。

相楽消費生活センターの12月末現在の相談件数は520件で、前年度比で56件、12.1%の増となった。相談内容は、架空請求はがきやスマートフォンの架空請求、債権回収や不審電話などとなっている。

相楽休日応急診療所の運営については、12月末現在、受診者数は681人で、1日平均12.4人、年末年始6日間では184人が受診された。

相楽地区における広域圏事業の諸課題を検討するため設置された広域圏事業の今後のあり方検討会では、相楽各市町村から現状や課題、今後の方向性について意見を集約される。

続いて、議案の審議に入り、人事案件として、任期満了に伴う公平委員会委員の選任について、和東町の森脇美隆氏を再任することで同意いたしました。

また、会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定、人事院勧告に伴う職員の給与に関する条例の一部改正について、賛成者全員で可決いたしました。

令和2年度一般会計予算については、予算総額9億6,200万円、令和2年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算については、予算総額2,010万円。質疑の後、賛成者全員で可決いたしました。

このほか補正予算も審議され、賛成者全員で可決しました。

以上、報告といたします。

続きまして、相楽中部消防組合議会報告を行います。

2月17日、消防本部において、令和2年第1回相楽中部消防組合議会定例会が開催されました。

初めに、河井管理者から、新庁舎建設基本構想策定支援業務については一般競争入札の結果、業者決定し、事業を進めている。

また、職員2名が救急救命士資格取得のため、京都市救急教育訓練センターで研修を受け、3月8日の国家試験に向け頑張っています。

職員採用については、令和2年4月1日付で7名を採用いたします。今後、大量退職に伴い、必要な技術と経験を継承することが急務となっており、経験を積んだ隊員は、これまで培った知識・技術を経験の浅い隊員に伝授し、人材育成に努めてまいりますと挨拶されました。

続いて、議案の審議に入り、会計年度任用職員の給与に関する条例の制定、職員の給与に関する条例の一部改正については、賛成者全員で可決いたしました。

次に、令和2年度一般会計予算について、歳入歳出予算額14億8,730万円、前年度比10万円の増額、採決の結果、賛成者全員で可決いたしました。

また、令和元年12月16日に、木津川市梅美台の特別養護老人ホームで患者救護時にストレッチャーをドア枠に接触させ破損させる事故が発生したが、同月25日に業者修繕を行い、今年1月9日に損害賠償額2万7,500円を支払ったとの専決処分報告がありました。

以上で報告といたします。

続いて、広域連合議会の報告を求めます。

初めに、相楽東部広域連合議会、高山豊彦議員。

○相楽東部広域連合議会（高山豊彦君）

それでは、私のほうから、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

まず、令和元年12月20日に、南山城村議会議場において開催された令和元年第3回相楽東部広域連合議会定例会では、午前9時30分から、開会宣言に続いて会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、和東町、畑議員が休炉中の東部クリーンセンターの管理状況や外部委託後のごみ処理の実態について質問をされました。続いて、南山城村、久保議員からは、クリーンセンターのテールアルメ擁壁の安全対策調査の進捗状況並びに調査結果に基づく今後の見通しなどについて、最後に、笠置町、西議員から、笠置中学校における学習とクラブ活動の両立について、学校の認識やどのような指導方針を持っているのかなど、それぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、認定第1号 平成30年度相楽東部広域連合一般会計決算認定については、会計管理者からの決算概要説明や監査委員からの監査報告に基づき、審議の結果、全員賛成により認定されました。

次に、議案第8号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、地方公務員法等の一部改正に伴い、これまでの嘱託職員並びに臨時職員から移行する会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定める旨の説明を受け、全員賛成で可決されました。

続いて、議案第9号 令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ827万7,000円を追加し、歳入歳出総額を10億1,492万円とするもので、主な内容は、歳入では平成30年度の剰余金を前年度

繰越金として計上し、構成町村の負担金及び分担金と相殺するものと、歳出では、4月から導入される「その他プラ」用のごみ袋作成費用や和東町給食センターの空調設備工事完成により増加した電気代の追加などを行うもので、賛成多数で可決されました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

引き続き、令和2年2月28日に笠置町議会議場において開催された令和2年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告をいたします。

同様に、午前9時30分から、開会宣言に続いて会期の決定、閉会中の委員会報告があり、その後、3名の議員による一般質問が行われました。

初めに、私、高山が東部クリーンセンター擁壁等安全対策について、調査結果やそれに基づく今後の対策、地元関係者との協議状況などについての質問をいたしました。続いて、南山城村、鈴木議員からは、遠距離通学の高校生に対する補助や災害時には避難場所ともなる小中学校体育館のトイレや空調設備の整備について、最後に、笠置町、坂本議員から、中学校の部活動の状況や小学校のタブレット端末の活用方法などについて、それぞれ質問がありました。

続いて、付議された各議案について審議が行われました。

まず、一括提案された議案第1号 相楽東部広域連合会計年度任用職員の退職手当に関する条例及び議案第2号 相楽東部広域連合会計年度任用職員退職手当基金条例の制定については、フルタイム会計年度任用職員の退職手当支給に関し必要な事項を定めるものと、その資金を積み立てるための基金を創設する内容で、全員賛成により可決されました。

次に、議案第3号 令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出それぞれ1,768万3,000円を減額し、歳入歳出総額を9億9,723万7,000円とするもので、国庫補助金、府補助金の額の変更に伴う財源の

組みかえと、歳出では各小中学校のトイレ改修工事やパソコン購入、また、和東町給食センターの空調設備工事の事業完了に伴い減額を行うものでした。

議員からは、減額の措置は正しい時期に行っているのかなどの質問がありましたが、審議の結果、全員賛成により可決されました。

続いて、議案第4号 令和2年度相楽東部広域連合一般会計予算については、歳入歳出総額を8億7,715万1,000円とするもので、前年度との比較では8,327万2,000円、8.7%の減となっており、歳入財源のうち8億2,536万1,000円を構成町村からの分担金及び負担金で賄うものとなっていました。

歳出では、クリーンセンターの擁壁安全対策等調査費や各小中学校施設の長寿命化計画策定に係る費用などが計上され、各予算内容について質疑があり、審議の結果、全員賛成により可決されました。

次に、同意第1号 相楽東部広域連合教育委員会委員の任命については、任期満了に伴い、提案のあった2名の委員について、全員賛成により同意することに決定しました。

最後に、各委員会の閉会中の継続審査及び調査の件について決定し、会議は閉会いたしました。

以上で、令和元年第3回及び令和2年第1回相楽東部広域連合議会定例会の報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きます。京都地方税機構広域連合議会、井上武津男議員。

○京都地方税機構広域連合議会（井上武津男君）

それでは、私のほうから、京都地方税機構議会報告を行います。

令和2年2月4日午後2時より、ルビノ京都堀川で、京都地方税機構議会定例会が開催されました。

本定例会に付託された議案は5件で、第1号議案 令和2年度京都地方税機構一般

会計予算は、従来の業務に加え、来年度から開始する償却資産に係る固定資産税課税事務の執行に要する経費など、課税事務共同化の推進に要する経費の計上で歳入歳出予算総額は23億7,479万円で、歳入は、各構成団体からの負担金収入であり、歳出の主なものは、人件費負担金に15億4,575万円、業務運営費に8億2,904万円の計上、賛成多数で可決。

第2号議案 令和元年度京都地方税機構一般会計補正予算（第1号）は、補正予算総額、歳入歳出それぞれ3億2,610万円を増額し、予算総額25億7,759万円で、年度末までの予算執行上、必要なものの追加補正で、賛成多数で可決。

第3号議案 京都地方税機構職員定数条例一部改正の件は、構成団体1団体からの国民健康保険の滞納整理事務の移管に伴う職員定数の増加について所要の改正を行うもの。賛成多数で可決。

第4号議案 京都地方税機構職員の服務等に関する条例の一部改正の件は、条例において引用する京都府条例の題名改称に伴う文言整理のため、全員賛成で可決。

第5号議案 副広域連合長の選任について同意を求める件（人事案件）で、山添藤真氏の選任で、全員賛成で可決。

委員においては活発な討議があり、理事者側の丁寧な応答でこの日の会議を終了いたしました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

続きまして、京都府後期高齢者医療広域連合議会、村山一彦議員。

○京都府後期高齢者医療広域連合議会（村山一彦君）

それでは、私からは、京都府後期高齢者医療広域連合議会についてご報告いたします。

京都府後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会が2月7日に、cocon烏丸5階において午後1時30分より開催されました。

まず、副議長に京丹波町の梅原好範議員が選出されました。

続きまして、同意第1号として副広域連合長の選任が行われ、桂川孝裕亀岡市長が選任されました。

続いて一般質問が行われ、2名の議員が質問に立ちました。

そして、議案第1号として、令和元年一般会計補正予算が提出され、全員賛成で可決されました。

議案第2号 令和元年度医療特別会計補正予算、議案第4号 令和2年医療特別会計予算は賛成多数で可決されました。

議案第3号 令和2年一般会計予算も全員賛成で可決されました。

そして、議案第5号 広域計画（第4次）の策定について、議案第6号 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 債権管理条例の制定について、議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてが提出され、賛成者多数で可決・承認されました。

以上、報告といたします。

○議長（小西 啓君）

以上で、報告を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午前10時30分まで休憩いたします。

休憩（午前10時19分～午前10時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含み1時間以内とします。

再質問は、制限時間内の質問を許可します。

答弁は簡潔明瞭に願います。

質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。

初めに、高山豊彦議員。

○2番（高山豊彦君）

改めまして、おはようございます。

公明党の高山豊彦でございます。議長のお許しをいただきましたので、私のほうから一般質問をさせていただきます。

初めに、今般の新型コロナウイルスにより感染されました多くの皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い回復と感染の終息を願うものでございます。

そこで、まず初めに、新型コロナウイルス感染症対策について質問をさせていただきます。

本町において、住民からのコロナウイルスによる相談や検査を受けられた方がおられるのかどうか、まず初めにお聞きいたします。

2点目には、国からの通知を受け、本町の小学校、中学校においても、3月3日から3月12日まで臨時休業となっておりますが、これまで教育委員会とどのような調整をされてきたのかお尋ねをいたします。

3点目には、小学校低学年の保護者の方が共働きなどで家族が留守になる家庭も多いと思いますが、今回の学校の休業に当たってどのような対応をされたのかお尋ねをいたします。

4点目には、現在8日間の小学校・中学校を休業することとしておりますけれども、本来進めるべき授業科目についてどのように対応されるのかお聞きします。

次に、国連で2015年に採択されたSDGs（Sustainable Development Goals）、「持続可能な開発目標」では17項目の目標について、2030年の達成に向け取り組まれております。我が国におきましても、昨年12月に「誰一人取り残さない」社会を実現するため、SDGsアクションプラン2020が示されました。今回、その目標の一つであります「持続可能なまちづくり」の観点から質問をさせていただきます。

す。

まず、一つ目には、人口流出等による人口減少対策についてでございます。

本町では、本町では自然豊かな生業の景観を維持していくために昨年7月に景観条例を定め、景観重点地区の指定については行政区の申請によるとしております。これまでの重点指定地区の申請状況についてお尋ねをいたします。

2点目に、府道宇治木屋線トンネルの完成に向けての関係でございますが、令和5年度の完成に向け進められている宇治木屋線犬打峠トンネルが開通することで、宇治市・城陽市方面へのアクセスが大幅に改善することとなります。本町への移住・定住促進を図る意味からも、景観を維持する地域と開発可能な地域を定め、住宅等の開発を進めることも重要かと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

3点目ですが、子育て世帯支援についてでございます。

昨年10月の消費税率の改定に合わせて、幼児教育・保育の無償化がスタートしました。当該世帯においては、経済的な負担の軽減が図られたところでございます。しかし、非課税世帯を除く世帯では、0から2歳児の保育料は、いまだ有償となっております。子育て世帯に対して「子育てしやすいまち」としてアピールする意味からも、0から2歳児の保育料や学童保育料を無償にしてはどうかと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

4点目ですが、子育て支援施策等の町内外に向けての発信についてでございます。

本町では、子育てしやすい町として、これまで「高校生まで医療費」や「小中学校の給食費及び修学旅行費」の無料化など子育て支援の充実を図っていただいております。そうした取り組みが町内外に対して周知されていないように感じます。今後の移住・定住促進を図るためにも積極的な発信が必要と考えますが、そのお考えをお聞きいたします。

次に、大きな2点目ですが、高齢者の健康維持の取り組みについてでございます。

本町では、高齢者の生きがいと健康づくりを増進し、生涯スポーツの推進と親睦を

図るためとして和東町ゲートボール場が整備されております。しかし、近年は個人競技であるグラウンドゴルフ人口が増加しており、グラウンドゴルフ場の整備も必要かと思いますが、その考えについてお聞きをいたします。

2点目ですが、高齢者の外出支援等についてでございます。

本町では、グリーンスローモビリティなど地域の公共交通について検討を進めていただいておりますが、高齢者にとっては自宅から目的の場所までの移動に困っておられます。最近町内においてハンドル式電動車椅子、いわゆるシニアカーを活用されておられる方も増加しているように感じます。高齢者にとって外出して人と触れ合う機会を持つことは、心身の健康維持の観点からも重要でございます。そこで、シニアカーの購入費補助を検討してはどうかと考えますが、お考えをお聞きいたします。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

2回目以降は自席から行わせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

それでは、ただいま高山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきます。と思います。

初めに、1番でございますが、新型コロナウイルス感染症対策についてを答弁させていただきます。

去る1月30日に、京都府内において新型コロナウイルス感染症の症例報告が厚生労働省より報告がなされ、京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議が招集されたことは高山議員もご承知のことでございます。

この会議を受け和東町では、住民への周知、予防対策の強化を図る必要があることから、町内医療機関、和東保育園、人権ふれあいセンター、教育委員会、和東郵便局、京都山城農協和東町支店、観光案内所に感染症予防ポスターの配布、庁舎内におきま

しても同様のポスターを掲示させていただきました。あわせて、和束町ホームページで新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起、相談窓口について周知をさせていただきました。また、庁舎玄関・トイレ前にアルコール消毒液を設置し、予防用マスクにつきましても、各課窓口に備えつけました。

2月3日には本町での新型コロナウイルス感染症対策調整会議を招集いたしまして、京都府会議の報告、和束町での対策方針について協議を行ったところでございます。この会議を受け、予防対策として、和束保育園児、和束小学校児童、和束町中学校生徒用にサージカルマスクの4,600枚を配布させていただきました。

また、2月25日には第2回対策調整会議を招集し、広報紙による注意喚起と回覧板による注意喚起の再周知、妊婦世帯へのサージカルマスク配布の対策を実施したところでございます。

2月27日には安倍首相から、小中学校、高校の休校要請がされたことから、翌28日には第3回対策調整会議を招集いたしました。小学校休校期間での学童保育である和束児童クラブ及びいきいきこども館の対応、3月の町主催行事の自粛等について協議を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と注意喚起をさらに図るため、防災行政無線により不要不急の外出を控えていただくよう連絡放送し、町内商工会会員180事業所あてに感染症予防ポスターの掲示をお願いしたところであります。

3月2日には第4回対策調整会議を招集いたしました。情報共有と学童保育、いきいきこども館の開館・運営体制をまとめさせていただきました。

3月9日には第5回対策調整会議を招集し、学童保育、いきいきこども館の出席児童数の報告、今後の対応について協議を行ってきたところでございます。

次に、(3)でございますが、学校休業に伴う共働き世帯への対応はについてでございます。

本町では、アルコール消毒、マスク着用など、感染症予防対策を徹底いたしました。

和東保育園においては通常どおりの運営を、学童保育のわづか児童クラブでは、春休み、夏休みと同様の午前8時から午後6時30分までの保育時間を役場各課職員の応援を得ながら対応しているところであり、また、いきいきこども館においては、本来の開館時間は午前9時から午後5時までであります。これを延長いたしまして、午前8時から午後6時までの開館として、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

なお、連合教育委員会からは、これらの事業実施により、小学生の子供だけで留守番をしている家庭は基本的にはないと報告を受けています。

次に、(4)でございます。学校休業中に予定されていた授業科目の対応については答弁いたします。

和東小学校の児童でございます6年生につきましては、学習内容が若干残っておりますけれども、休校が解除される予定の13日からの3日間で全てクリアでき、5年生までの在校生につきましても、終了式までの7日間で、同じく全ての教科をやり終えることができると教育委員会より報告を受けております。

次に、和東中学校でございます。3年生につきましては2月中に全ての学習を履修済みであり、1、2年生の在校生につきましては若干残っていることではございますが、13日からの終了式までの間で完全にやり終える予定であると教育委員会より報告を受けております。

続きまして、高山議員からいただきました2番でございます。人口流出等による人口減少対策についてを答弁させていただきます。

和東町の人口につきましては、昭和40年国勢調査人口では6,566人でありましたが、平成2年国勢調査人口では6,079人でありました。それより急激に減少し始め、直近の平成27年国勢調査では3,956人と4,000人を割り込み、この25年間で35%減と大きく減少しております。これは15歳から35歳の若者・子育て年齢層を中心とする町外への転出による社会動態の減少と高齢化に伴う自然動態

の減少が続いてきたことによるものであります。

人口減少問題に対して、第4次総合計画では、本町の将来像、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷 和束」と定め、小中学校の給食費、修学旅行費の無料化や18歳まで医療費の無償化など出産・子育て支援の充実や地方創生の動きを好機ととらえ、町の特徴である茶業や茶畑景観を生かした交流人口拡大や和束茶のブランド化、移住・定住の推進などに積極的に取り組んでまいりました。

残念ながら、本町の少子・高齢化、人口減少の動きは下げとまっていますませんが、本年度、いよいよ和束町民の悲願である宇治木屋線、犬打峠トンネルが令和5年度完成を目指して着工されました。このトンネル化が町の活性化、起爆剤となるものと信じております。

新たな第5次総合計画では、この犬打峠トンネル化を見据え、これまで以上に人口減少の課題に取り組んでいく必要があると考えておりますので、議員各団体、住民の皆様の声を十分にお聞きしながら、将来に向けてどのようなまちづくりを目指すのか、ゾーニングも含めて検討させてまいりたい、このように考えております。

これからの時期というのは、国のほうでも大きく動いております。第2期の「まち・ひと・しごと」、こうしたものの計画、農村・農業計画ですね、そういった計画を見ても、農村を主とした戦略が策定されようとしております。こうした全国的な動きとあわせて、先ほど答弁させていただきましたように、和束町固有の状況、これらをおあわせましてまちづくりを進めていく必要があると思います。

これからの町というのは、いわゆる都市だけでは済まないと思います。いわゆる都市と農山村の共有の地域づくりがこれからの日本の課題であろうかと思っております。いろんな計画、第2期創生事業も始まりますけれども、これを見ても、今までは交流人口というのがありましたけれども、関係人口というのを主に置いてきております。そういうことを考えていきますと、これからの地域は、拠点化住宅といいますか、都市と農村をしていく住宅というのが大きな施策になってくるだろうと思います。そうい

ったことがこれからの日本の未来、また農山村の未来、和東町にとっても大事な地域づくりになるのかと思います。

それにあわせて、今、新型コロナウイルス問題とか、これは想定はできておったことだと思いますが、こんな大変な問題になるというのは非常に厳しい状況があります。そういったときに農山村の果たす役割、そして高齢化、2040問題もあります。こういったときに働き方改革の中で農山村の果たす役割がどうなるのか、この辺が大きく問われていくことであろうかと思っています。そういう流れの中にこれからの和東町の地域づくり、先ほども申し上げましたが、この近辺固有の、和東町にとっての固有の環境が大きく変わります。

新名神が10分、15分先に通ります。そして、城陽にはアウトレットができる。そして、いろんな雇用の場が生まれてまいります。そして、3月15日には木津川の念願の橋も、そして木津駅へ近く、また奈良へも近くなる、こういう大きな状況があります。そして、今、信楽の市長とお話しさせてもらっているわけなんです、湯船と信楽の関係の道、これを回復に向けて大きく着工していこうと、今、動き出しました。こうなりますと、和東町というのは、将来、悲観するものではないだろうと私は思っております。来年はワールドマスターズゲームズが開催されるわけです。このときに世界に向けて大きく発信する機会であると。

あわせて、今年中に第5期総合計画策定の年、そういう年でありますので、これらを踏まえた状況の中で作成に進めてまいりたいと、このように思っているところであります。

次に、3でございますが、子育て世帯支援の拡充として、0歳から2歳児の乳幼児への保育料及び学童保育料の無償化の考えはについてであります、まずは保育料についてであります。

昨年10月から国の施策として幼児教育・保育の無償化が実施され、3歳から5歳までの全ての子供たちが保育料無償に、また0歳から2歳の子供たちのいる住民で非

課税世帯を対象に、同じく保育料を無償にさせていただいているところでございますが、京都府が進める子育て環境日本一を目指す子育て支援の充実のため、和東町におきましても、子育てしやすいまちづくりを推進していくためにも、国や京都府の動向を注視しつつ、関係機関などと協議・検討を進めてまいりますので、ご理解よろしくお願いたします。

また、学童保育についてであります、これにつきましても、保護者の方の負担軽減を図るためにも、現在の利用料からの値下げを検討しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

いずれにいたしましても、和東町は子育てに優しいまちづくりを掲げております。これは高山議員の質問でもいただきました。そうした町でありますので、こうしたことを検討していくというのは、私は重要であろうと考えております。

次に、3でございます。高齢者の健康維持の取り組みについてであります、人生100年時代と言われている現在、健康寿命の延伸が注目されているところで、国も2040年までに男女とも健康寿命75歳以上になるよう目標にしているところでございますが、和東町におきましても、健康の増進や介護予防の観点から、和東町社会福祉協議会の委託事業として、高齢者の生きがい健康公助のためシニアライフサポート学級を開催いたしているところでございます。

また、健康体操や音楽療法などを通じ、介護予防と運動機能の向上を目指したすこやかファイト教室を開催いたしており、福祉課でも、生活習慣病予防教室で毎月2回、健康運動教室を行い、栄養教室では生活習慣の見直しや改善を目的に開催し、和東町住民の健康の維持増進に向け、さまざまな事業を展開しているところでございます。

なお、ほかにも高山議員からいただきました質問でございますが、具体的に、また、いろいろと担当課長のほうからも答弁いたしますので、よろしくお願いたします。

以上、高山議員からの一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、初めに、高山議員の一般質問 1. 新型コロナウイルス感染症対策について、（2）相楽東部広域連合教育委員会との調整状況はについて答弁をさせていただきます。

先ほど町長から申しあげましたように、2月3日の第1回庁内対策調整会議を受けまして、和東小中学校に感染症予防の注意喚起とあわせて、その当時、感染症予防を図る意味でもマスクの着用が必要とのことから、連合教育委員会を通じまして、具体的には、和東小学校に2,800枚、和東中学校に900枚のサージカルマスクを配布させていただきました。

以降、新型コロナウイルス感染症につきましては、一定、おさまっていたことから、教育委員会と総務課の間でイベントの計画や事業の実施について、それぞれ町の考え方、そして、教育委員会の考え方を協議してきたところでございます。

そして、2月27日の安倍総理からの小中学校等の休校要請があったことから、翌28日には、和東町の学童保育、そして、いきいきこども館等の開館、そして、その他の町主催行事・イベント等についても意見交換をさせていただいたところでございます。

さらに、翌2月29日でございますが、土曜日でありましたが、教育次長と随時連絡を取り合いながら、3月3日からの臨時休校対策について協議を行ってきたところでございます。

そして、3月6日、先週の金曜日でございますが、連合教育長・次長と3月9日以降、今週以降のいきいきこども館の支援について協力をお願いをさせていただきました。

また、昨日3月9日には、和東児童クラブ、いきいきこども館の来館児童数の報告

を教育委員会に上げまして情報共有等を図っているところでございます。

次に、大きな3番、高齢者の健康維持の取り組みについて、(2) 高齢者の外出支援として、ハンドル型電動車椅子（シニアカー）普及促進を図る補助制度を創設するにはについて、公共交通政策所管課長として答弁いたします。

高山議員から今回提案いただいているシニアカーにつきましては、免許も要らず、小回りがきき、そして歩行者のスピードぐらいの電動車ということで理解をしております。和東町内でも買い物や通院に使用されていますが、やはり本日のような雨の日などにはなかなか利用が難しいということで思っております。

そして、和東町では、このシニアカーのかわりということで、手軽に乗れる近くの移動手段として、中和東・東和東地区及び白栖、石寺地区を周遊するグリーンスローモビリティの実証実験を今年度から行っているところでございます。しかしながら、昨年11月から12月にかけての利用状況は余りよいとは言えない状況でございますが、今年度さらに1台を購入させていただきましたので、令和2年度につきましては、ふれあいサロン等の送迎も含めまして、住民の方々の身近な移動手段となるような検討を進めたいと考えているところでございます。

なお、今後、和東町でのグリーンスローモビリティの事業が定着が難しいということであれば、当然、高齢者にとってそれにかわる移動手段の検討をしなければならないと思っております。具体的な方策についてはまだ持ち合わせておりませんが、議員のご指導等いただきますようお願いしたいと考えております。

以上、高山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは、私からは、高山議員の一般質問、まず大きな1、新型コロナウイルス感染症対策について答弁させていただきます。

これにつきましては、連日、テレビや新聞などで報道されています新型コロナウイルス感染症ですけれども、私からは（1）住民からの相談及び検査等の状況はについてでございますが、今のところ相談につきましては、和東町に直接の相談というのとはございません。これにつきましては、感染症の対策として町長からも先ほどありましたように、町のホームページ、また3月広報紙に各種情報、注意事項、相談先等を掲載させていただきますして、啓発チラシ、ポスターも商工会や各区に回覧依頼もしております。また、ホームページにつきましては随時更新しながら、相談先などの電話番号を掲載してやっているところでございます。

また、検査につきましても、今現在、PCR検査を京都府内の検査機関で検査が行われているということでございます。検査状況につきましては、これにつきましては、京都府のほうにも確認しておったんですが、山城保健所管内、また和東町の個別の数字については公表していないということで、数字的には直接いただくことはできなかつたんですが、随時、相談なり検査をしているということで報告を受けているところでございます。

続きまして、大きな2番、人口流出による人口減少対策についての（4）子育て支援施策等を町内外に向け積極的な発信を図ることが重要ではないかについて答弁させていただきます。

これにつきましては、当然ながらとても重要なことと認識をしております。今現在は事業ごとにホームページなどで周知しているところではございますけれども、新年度、また総務課のほうでもホームページのリニューアルを計画していただいているところでございますので、新年度予算が成立し、またホームページのリニューアルがなった暁には、子育て支援施策が簡単にわかるような掲載の方法などを工夫していきたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな3番でございます。高齢者の健康維持の取り組みについての
(2) 高齢者の外出支援として、ハンドル型電動車椅子（シニアカー）普及促進を図
る補助制度を創設してはについてでございます。

これにつきましては、先ほど総務課長から公共交通の観点から答弁がありました。が、
福祉課といたしましては、これにつきましては、まず介護保険制度の中に福祉用具の
レンタルというものがあまして、介護認定を受けておられる方、要介護2以上にな
ってはくるんですけども、担当の介護専門員さんにご相談いただき、レンタルしてい
ただけるといふことでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

以上、私から高山議員の一般質問への答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

おはようございます。

私のほうから、2番目の人口流出等による人口減少対策について、(1) 景観条例
に伴う景観維持地域はにつきましてお答えいたします。

令和元年7月1日から施行いたしました和東町景観条例は、これまでの町民の営み
や生業、地域の自然及び風土により形成された風景を町全体の財産として次世代に受
け継ぐとともに、町民の皆様が景観の価値を認識し、誇りを持てるまちづくりを進め
るために制定したものでございます。

条例では、行政区からの申請により町が景観重点地域を指定することができ、建造
物、工作物を中心とした町並みなどの風景を守る重点第1種地区と茶畑などの景観を
守る重点第2種地区がございます。現在のところ、行政区から重点地区の申請はござ
いませぬので、和東町全員が一般地域として景観を保全することになっております。

一般地域におきましても、周辺景観と調和し、まとまりと落ちつきのある建築物、
工作物にご配慮していただくこととなっております。届け出に関しましても、高さ

15メートル以上、また建築面積500平米以上の建築物や工作物を新築・増築をされる場合は届け出が必要となっています。

人口減少対策と景観の維持に関する関係性でございますが、基幹産業である茶業の振興を図りながら景観を保全し、その景観を魅力的な地域資源として活用することで新たな雇用が創出できるとともに、交流人口や関係人口を拡大していくことで将来の移住・定住につながるものと考えております。

また、景観保全に当たりましては、現在、文化財保護法に基づきました重要文化的景観の選定を目指した調査を進めておりまして、調査の実施とあわせて、今後、文化的景観への理解や機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

そして、(2)番のご質問でございますが、府道宇治木屋線トンネルの完成に向けた景観維持地域づくりに関しましては、重要文化的景観の調査終了後の令和3年度以降に保全地域を定め、保全計画を住民の皆様と協働しながら策定してまいりたいと考えております。

町条例に基づく重点地域の指定、そして次のステップとして国の指定を受けた景観保全へと取り組んでまいる予定でございます。

以上、地域力推進課としましての答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、高山議員のご質問の中で2番、人口流出等による人口減少対策についての(2)府道宇治木屋線トンネルの完成に向け景観維持地域と住宅等開発地域をつくり住宅開発等を進める考えはについて答弁させていただきます。

景観維持地域につきましては、地域力推進課長が答弁があったところでございますが、住宅等開発に関しましては総務課が所管しております。

概略的な説明を申し上げますと、都市計画法は、高度成長期における人口及び産業の都市集中に無秩序な市街化が都市環境の悪化、公共施設整備に関する非効率的投資や後追い投資などの弊害解消のため、昭和44年に新しい都市計画法が施行されたというところがございます。これには都市計画に関し必要な事項が定められており、地域指定による許認可の緩和や補助事業採択、道路整備、河川整備など、土地の合理的な利用が図られることが基本理念でございます。

和東町は都市計画指定区域外で、都市計画を定める区域ではございませんので、計画を策定することにはございませんが、町長が先ほど答弁いたしましたように、第5次和東町総合計画でゾーニング等でお示し、可能ではあるかと思えます。

また、ご質問の府道宇治木屋線トンネルの完成に向け、景観維持地域と住宅等開発地域をつくり、住宅開発等を進めることに関しての農村振興課としての考えをお答えさせていただきます。

住宅開発に適した土地とは、見方を変えると山林が約45%を占める和東町にとって、平坦地または平坦に近い開発可能な土地は農業を営む上でも重要な土地であると言えます。また、広範囲の土地には多数の農業経営者が所有されておられるものがございますが、住宅開発地域を指定して宅地化を推奨することは農業振興を阻害すると考えられますので、現時点では考えられないというところがございますので、よろしく願いいたします。

次に、3番、高齢者の健康維持の取り組みについての(1)グラウンドゴルフ場の施設を整備してはについて答弁させていただきます。

和東町でもグラウンドゴルフをされる高齢者の方が多数おられ、和東運動公園での練習や大会を開催されておられますし、京都府の大会にも出場されているようで、活発にプレーされているようです。

今年度、和東町和東運動公園周辺駐車場整備でグリンティ和東裏の駐車場を整備いたしました。この駐車場は、駐車場の勾配が急にならないようにということで法面を

設けて、上段・下段ということで二段式にさせていただいております。下段はアスファルト舗装を施しておりますが、上段は多目的に利用できるよう土で整備しております。これは駐車場が使われないときに利用してもらえればと整備しております。さきにも言いましたように、勾配がついておりますので、水平の地面でプレーをするようなスポーツには適しておりませんが、グラウンドゴルフには使用可能ですし、グラウンドゴルフのコース規格を満たせるような面積は確保しているところでございます。

駐車場でございますので、利用条例や規則を設けておりませんので、駐車場として利用しない時に使用されることにつきましては弊害がございませんので、和東町グラウンドゴルフクラブの役員さんにお声がけをさせていただいたんですが、現場を数名の役員さんに見ていただきましたら、使ってもよいかなどというような部分でございまして、現状では運動公園でのプレーで十分ではないかというふうには私としては感触として受けとめておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ご答弁、ありがとうございました。

まず、1点目でございます。新型コロナウイルスにつきましては、今後の動向をしっかりと観察していただき、状況に応じた迅速な対応をね、やはり住民の方が安心して暮らせるように対応をよろしく願いします。

次に、人口流出、人口減少化対策についてでございます。

これにつきましては、京都府の総合計画の京都府山城広域振興局が出しているものですが、これにつきましては、前の計画が31年度、昨年度で切れたということもありましてつくられたものですが、この中を見ますと、相楽東部地域、笠置町、和東町、南山城村への移住者数が累計で2023年度数値目標が224人となっている

んです。前に12月議会の議会だよりなんですが、これの最終のページですね、地域おこし協力隊の布川さんのご意見の中にあるんですが、和東町に住みたいという声をいただくのですが、住める家がないということなんですね。ですから、和東町に住みたい方もいらっしゃる。また、若い方で和東町から転出行かれた方も、すぐに入れる家が町内にないというのが大きな要因かなというふうに思うんです。ですから、そういう意味では、そういう対策というのは必要かなと思います。

確かに、農振の関係の法律とか、いろんな関係があるかと思いますが、先ほど言いましたように、今後のトンネル開通に向けて、そういった受入体制というのは必要かと思いますが、そのあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

移住の対策でございます。空き家を活用した移住ということで促進しておりまして、現在、空き家の掘り起こし等もさせていただいておるところでございますが、次年度、令和2年度の予算の中では、国勢調査と相済まして、空き家をさらにしっかりと見つけていって、見つけていった後に和東町の活性化センターで非常に農泊、民泊のほうを進めていただいていますので、地域に詳しい方がいらっしゃいますので、活性化センターの力をおかりしまして、空き家の掘り起こしをさらに進めて、移住の受け入れ対策を進めてまいりたいと、そういうことを思っております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

今も空家バンクということで、一定、登録をしていただけて進めていただいているところですが、やはり空き家というのは、住むためには幾分か改造しないといけない

といったことも伴ってくるわけですね。ですから、若い方、特に単身の方がすぐにそこに家を改造してまで借りるかという、なかなかそこはハードルが高いんじゃないかなと思います。ですから、賃貸ですぐに借りれる木津川市のマンションであるとかいう形で移られるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうもの、容易に入れるような賃貸住宅等の開発というのを考えていく必要があるのかなというふうに思いますので、時間がございませんので、しっかりと今後の計画の中で、こういったところにつきましても検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

次に、幼児教育の0から2歳児の無償化の分ですが、これにつきましては、先ほどもありましたように、昨年10月から実施されているところですが、我が党・公明党が2006年に発表した社会トータルプラン以来、その必要性についてずっと訴えてきたところでございます。幼児教育・保育の無償化が10月にスタートしたということでございます。そういったこともありまして、我が党の全国でアンケート調査を行ったところでございます。昨年11月11日から12月20日にかけて全国で統一した内容でアンケート調査を行ったところですが、これにつきまして結果としては、この無償化について「評価する」、また「やや評価する」が約9割の方がございました。今後取り組んでいただきたい施策ということの中に、1位が「保育の質の向上」50.1%です。2位に「0歳から2歳児の無償化の対象拡大」、これが38.8%ございました。3位が待機児童対策というので36.6%というようなことございました。そういうことで、やはり子育てをされている世代というのは大きな教育費として負担がかかっているのかなというふうに思いますし、また、児童クラブの学童保育につきましても、やはりさまざまなそれぞれの家庭がさまざまな状況があって預けられているということもあるかと思えます。ですから、そういった世代では大きな負担になっているところもございますので、先ほど町長のほうから、減額の検討をしていくということもございますので、減額ということではなくて、なるべく早く無償になるように

検討を進めていただけたらなと思いますので、その点についてはよろしく願いをいたします。

次に、子育て施策がホームページ上でわかりづらいということなのですが、先日もホームページを見ておりましたら、ホームページ上に入園・入学というボタンがあるんですね。そこをクリックしますと、下に小学校・中学校という項目が出てくるんです。それをクリックするとアクセスしない。エラーが起こって表示されないですね。やはり小・中につきましては東部広域連合の教育委員会の所管だから、多分、ホームページとリンクされていないのかなというように思うんですが、子育てというところであけてみますと、いろいろスケジュール、取り組み状況がずっと載っているんですが、やっと和東子育て支援ガイドブックというのを見つけまして、なかなかこれが見つからなくて、見ていると去年の11月にアップされているようなんですが、内容を見てみますと非常にわかりやすいですね。いろいろなことが書かれています。医療費の関係も18歳まで無料というふうに書かれています。残念ながら、ここに今、言いました小学校・中学校のことが載ってない。やはり子育てされる方というのは、妊娠から出産されてからずっと中学校、せめて義務教育を終えるまでの情報というのは知りたいということでございますので、これがPDFについてますので、なかなか難しいかと思うんですが、ホームページを新たにされるときに、そういった教育委員会の小学校・中学校の支援の内容にまでリンクするような形で検討をいただきたいというふうに思いますが、この点について福祉課長。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

先ほど答弁させていただきましたように、新年度、総務課のほうでホームページのリニューアルを計画していただいているところでございますので、今、高山議員から

ご質問、ご意見ありましたように、できるだけ見やすくして簡潔に、知りたい情報のサイトまで行けるようなのをこれから検討していきたいと思います。

私は、そういうような系統の技術者でもありませんので、どのような技術とか方法があるのかわかりませんので、それにつきましては、総務課と業者と関係機関と相談させてもらいまして、先ほどありましたように、何ページもずっと先まで行かないと見れないとか、一括で保育園、また学校のほうにつきましては、先ほど高山議員からもありましたように、相楽東部広域連合教育委員会のほうの所管ではございますが、そちらのほうにも簡単に見に行けるようなやつを検討してまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、高齢者の関係でございますが、厚労省の健康長寿延伸プランというのがございます。この中で、自然健康になれる環境づくりということで、健康な食事や運動ができる環境、居場所づくり、先ほど町長のほうから、こういう取り組みをしているという答弁をいただきましたが、やはりこういったことは大事かなというふうに思います。この中で、高齢者の方が軽度運動されることで、認知予防なり、そういった効果もあるということも研究されて発表されております。

その中で、これも厚労省なんですが、介護予防マニュアル改訂版というのがある中で、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために地域支援事業を行うものとするという、自立した日常生活ができるように支援するという事になっているんですね。という意味では、先ほどグリーンスローモビリティで地域を回っていただいて、より外出しやすい環境を整えていただくということではあるんですが、一定、そういったルートを決めて回っていくと、どうしてもそこ

まで行かないといけないということが大きな課題になってくるかなというふうに思うんです。ですから、ぜひ、そこは各家庭からそういう公共交通まで行ける移動手段というものを確保する必要があるのかなというふうに思っています。

また、調べたんですが、群馬県の千代田町では、シニアカーの購入費の3分の1として上限12万円、これは5年間逆上って運転免許を返納された方が対象なんです、それ以外の方につきましても、3分の1として10万円の補助があるということになってます。これも群馬県下仁田町なんです、これにつきましては費用の6分の1以内ということで5万円を限度とするということで、そういった補助制度を設けられております。福井県の池田町につきましては、ここは経費の20%以内ということで、5万円を限度とするということでいろいろと取り組まれております。ですから、そういったことで、やはりそういう対策が必要であろうというふうに思っております。

外出支援について、浦和大学の鄭春姫という先生がおられまして、その方がいろいろと研究をされておられまして、この方は高齢者の外出支援、外出の効果、要介護高齢者の生活を支える介護福祉士の支援技術などについていろいろ研究をされている先生なんです、その方が高齢者の外出については推奨されておられまして、そのことが認知症の対策になるということなんです。ですから、外出をしやすくすることによって、介護保険であるとか、健康保険であるとか、そういったところの費用の削減にもつながってくるというように思いますから、総合的に考えまして、経費としては余り負担がかからないのではないかなというふうに思うわけです。

そういうことで、高齢者の方が活発に外出されて、そして町全体が元気でいられるように、そういった支援をぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、最後に町長、お願いできますか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいま高山議員が言われましたように、高齢者が元気でいきいきと生活できる、こういう状況づくりが大事であります。

まず、現役で何歳まで頑張れるか。その現役の活躍する場を農山村がどう果たすか。先ほど言いましたように、75歳まで働く形でできる。一つは、今、地域力で進めておりますように、野菜づくりとか、農泊とか、そして自分の働いたものをみんなに食べていただく、そういう機会づくりに野菜の直販所もそういうことなんですが、今、高山議員が言われた、全地域に働く、活躍する場を創出することが私は大事だと思っています。

今、日本の国は社会全体で支えていこうということで、年金も介護保険も全ていろんなところが75歳が一つのキーになって論議されております。そういう状況になってきますと、ここまではみんなが元気でおる。しかし、さりとて、健康の問題もありましょうし、それを支え合う方向、やっぱり動くことが大事だというように思っております。

今、乗っていかれる車の支援をされた先進地の例を話されましたが、和東町の場合は、ある程度認定を受けていただきますと、車をお貸しするという状況をつくって、いろいろ多くの人に利用してもらいやすいようにはしております。

いずれにいたしましても、今、高山議員が言われますように、まずは高齢者の概念が変わってまいりますので、いつまでも元気で現役の中で活動しやすい場、これは農山村にあると思いますので、そういう地域づくりは一つ置いていかなきゃならない。和東町は本当に高齢化になっておりますので、これが第1点。

そして、それを今度は支え合うシステムとか、そういう施策も入れていかなきゃならない、この辺がこれから重要だと思っておりますので、今、高山議員のご質問があった内容等を肝に銘じながら今後の政策に生かしていきたいと、このように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、よろしく願います。

介護保険法の関係でそういった貸し出しができるというものがあるかと思いますが、一定の認定を受けないとそれは対象にはならないのかなというふうに思いますから、それ以外の方もそういう形で一定そういう負担軽減されるような取り組みをぜひお願いをしたいなというふうに思います。

最後ですが、グラウンドゴルフについてですが、先日、グラウンドゴルフをされている方からいろいろとお聞きしまして、現場も見に行ってきました。その日は8ホールで約8人から9人ぐらいで回られておられたということで、80人ぐらいで回られておられた。多いときもあってですね、なかなか混み合うときもあるということなんですね。ですから、今、言われたような和東茶カフェの裏のあの場所でも借りれたらなというようなお話もされてました。

もう一つは、今のされている運動公園グラウンドですが、水はけが非常に悪い。見ますと、水が流れたような水の跡が何カ所かございました。有料で使用しているのだから、そこを整備してほしいという声もございましたので、そういったこともあります。

あのグラウンドにつきましては、少年野球なり利用されているところもありますので、そういう整備についてしっかりとけがのないようにやっていただけたらと思いますので、最後に農振課長、よろしく願います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

先ほどありました個人のお声としてはそういった形と聞いておりますし、排水性が悪いということもございます。補正予算で排水路の整備なり、それからまた新年度でございますけど、グラウンド排水口の中の掃除もさせていただきたいと思います。

ただ、排水用の管がグラウンドの中に入っておりますので、それを吸わすというのはなかなか事業費的にもかかってくるかと思っておりますけど、ご要望がございましたら、言いましたように点検はさせていただきますので、まず、そのあたりいただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

いろいろお願いしましたけど、ぜひ、住民の方が安心して暮らせるまちにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（小西 啓君）

高山豊彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時30分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

村山一彦議員。

○4番（村山一彦君）

議長の了承を得ましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず、星野リゾートについて質問いたします。

和束町と星野リゾートの間にパートナーシップ協定が結ばれて2年が過ぎました。

住民の皆様も非常に関心を持っておりますが、動きが全然見えてきません。過大な要望等があるのでしょうか。今時点の見通しはどうとらえておられるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、ワールドマスターズゲームズについてお尋ねします。

開催時期が1年余りに迫ってまいりました。しかし、湯船地区に入っても盛り上がりが見えられません。PR不足ではないのでしょうか。

また、信楽町よりバス搬入のための道路拡幅を甲賀市長に依頼しているとのことでしたが、いまだ何も進んでいません。間に合うのでしょうか。

そして、どれだけの人が来られるのか全然予想が付きませんが、言えることは、駐車場の絶対不足が考えられるが、その対策はどのようにされるのでしょうか。

そして、世界大会でもありボランティアの方が必要と思いますが、組織委員会も手配いただけるとは思いますが、和束町での募集はどうお考えか答弁願います。

最後に、グリーンスローモビリティについてお尋ねします。

昨年秋に実証実験をされました。しかし、告知不足かほとんど乗車がありませんでした。いかなるコンセプトを持って導入に至ったのか。バスの乗車率の向上のためなのか、住民の買い物、病院行きの手助けのためなのか、実施目的を伺いたい。

よろしく答弁願います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

村山議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最初に、星野リゾートについて。

（1）でございますが、この1月末にパートナーシップ協定が切れたが、あと2年間の継続になったのかについて答弁させていただきます。

星野リゾート、京都府、和束町三者が平成30年1月30日に締結いたしましたま

ちづくり協定につきましては、本年1月30日をもって協定期間の2年を迎えましたが、協定後、第4条において、有効期限及び更新を定め、条文中に協定締結の日から2年間とする。ただし、有効期間の満了する日の2カ月前までに甲、乙及び丙のいずれの当事者からの改廃の申し出がないときは、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とするという規定をいたしておりまして、三者おのおのから改廃の申し出がありませんでしたので、まちづくり協定を継続していると、こういう状況であります。

次に、和東町が推奨している地区は何カ所かについてでございますが、まちづくり協定における現在の協議内容であります。星野リゾートが和東町内宿泊に特化した施設の建設並びに和東町のポテンシャルを生かしたアクティビティの構築に向けてプランニングなど協議している段階であり、現時点では具体的にここだというふうには決まらずにはしていただけないというのが現状であります。

次に、和東町に対しての要望はについて答弁をさせていただきます。

和東町に対して星野リゾートから具体的な要望は出てきませんが、協議の中で町内空き家状況や近年増加している景観観光などについての問い合わせがあると担当者からの報告を受けています。協議を重ねるに連れ、いろいろなことが具現化していくことは考えられますが、和東町といたしましては、第5次総合計画との整合性を図りながら、一過性のブームに乗るのではなく、持続可能なプランニングを星野リゾート、京都府との三者で策定できればと考えております。

次に、大きな2番でございます。ワールドマスターズゲームズに関しまして答弁させていただきます。

公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会が主催となって開催される大会で、1985年にカナダのトロントで開催、これまで延べ17万人のスポーツ愛好家が参加されています。

2021年にはアジアで初めて日本で開催されることになり、現在、組織委員会や京都府実行委員会と調整を図りながら進めているところでございます。

2月1日からエントリーが始まっておりまして、予選がなく、スポーツ経験や実績等を問わない、おおむね30歳以上であれば参加可能でございますので、和東町の方もスポーツ祭典に参加していただきたく、町ホームページにご案内をしているところでございます。

現在、国際基準に合ったマウンテンバイクコースの整備とバス乗降場の整備工事を進めております。そして、大会当日の予想宿泊観光誘客会場におけるおもてなし、警備関係等につきまして実施計画を策定中でございます。

今後、大会を盛り上げるためのスポンサーと協賛企業の募集や町内ボランティアの募集等、大会の円滑な運営に向けて取り組んでまいりたく、住民の皆様、関係機関の方々にご協力をいただきたく、このように思っておるところでございます。

また、本年10月31日から11月1日にかけて開催するCJU大会、また初心者スクールや茶源郷まつりでのマウンテンバイク体験、京都木津川アクティビティフェスタでの試乗体験等により、大会への機運情勢と競技人口をふやしてまいりたいと考えております。

次に、3番でございますが、信楽町よりバス搬入のための道路拡幅を市町に依頼しているとのことだが、進捗状況はについてお答えをさせていただきます。

これまでの経緯をご説明申し上げますと、昨年7月3日に甲賀市長様にご挨拶に伺い、大会の概要をお伝えし、交通・輸送・宿泊・プレ大会等についてもご協力をお願いいたしました。その際には、道路拡幅についてもご協力いただけるとのことでありました。

また、本年1月14日には、甲賀市信楽町の杉山区長様に駐車場の確保についてご協力をお願い申し上げましたところ、前向きに検討していただけることを確認しているところでございます。

道路拡幅についての状況でございますが、農地の圃場整備と農地に隣接する府道5号線の道路拡幅を令和2年度から事業着手され、令和5年度の事業管理を目指されて

いる状況であるとお伺いしております。ご質問がありましたように、来年5月の本大会には間に合いませんけども、大会時だけではなく滋賀県からのアクセスがよくなれば、和東町への観光誘客、湯船森林公園一帯の利活用も近い将来期待できると思います。今後も甲賀市長様との連携によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、グリーンスローモビリティについて答弁させていただきます。

平成27年に締結されたパリ協定に基づき、国においては低炭素社会の実現のために、環境政策を契機に、経済・地域など諸課題の同時解決を図る環境・経済・社会の統合的向上を具体化する取り組みが進められています。

その一つとして、高齢化が進む地域での地域内交通の確保や観光資源となるような新たな観光モビリティの展開など、地域が抱えるさまざまな交通課題の解決と、地域での低炭素型モビリティの普及を同時に進められるグリーンスローモビリティを推進されております。

そうした状況のもとで、本町におきましても、地域住民の移動手段や観光客向けとして、さらに地域のブランディングとして既存交通を補完する新たな輸送サービスを提供できるものであると判断し、平成29年度に導入いたしました。導入当初は、観光客向けに石寺ルートのみでの運行でしたが、令和元年度から住民の皆様にもご利用いただきたく、中和東ルートの運行を開始しております。まずは、住民の皆様にも新たな移動手段であることをお知らせいたしまして、実証実験を行っているというのが実情でございます。

今後も皆様方からご意見をいただきながら、既存交通を補完する新たな輸送手段としてグリーンスローモビリティを活用してまいりたいと考えていますので、どうかよろしく願い申し上げます。

ワールドマスターズゲームズ並びにグリーンスローモビリティに関する個々の質問につきましては担当課長より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

以上、村山議員からいただきました一般質問の答弁とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

それでは、村山議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、2番目のワールドマスターズゲームズにつきまして、（1）PRが不足しているのではないかのご質問でございますが、PRといたしましては、昨年11月9日、10日に開催いたしましたCJ1マウンテンバイク大会におきましてチラシ等を配布いたしまして、本大会への参加を促すためのPRを行いました。

また、和東町実行委員会におきましても、PR用チラシを現在作成しておりますので、今後、公共施設や住民の皆様へお配りする予定で事務を進めているところでございます。

また、2月1日から、競技出場者、競技関係者、サポーターのエントリーが始まっております。町ホームページで湯船マウンテンバイクランド会場にマウンテンバイク競技が開催されること、ワールドマスターズゲームズ2021関西大会の公式ホームページについてご案内しているところでございます。

そのほか、競技人口をふやす取り組みとしましては、茶源郷まつり等におきまして体験ブースの設置、また和東小学生5年生を対象に授業でも取り上げていただくなど、関心を持っていただいております。

今後も引き続きPRしてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、（2）2月より登録受け付けが始まったが、現在の登録受付者数はのご質問でございますが、2月21日現在のエントリー状況でございますが、募集枠1,100人に対しまして361人が応募されています。うち国内が335人、国外が26人の応募となっております。

次に、（４）駐車場の不足でございますが、その対策についてはというご質問でございますが、選手用の駐車場としましては、湯船マウンテンバイクランド駐車場が１５０台、滋賀県信楽町杉山区の所有地をお借りし、１００台の駐車スペースを確保、そして、和東運動公園グラウンドからシャトルバスによる輸送を考えております。大会関係者及び観客の駐車場としては、湯船森林公園駐車場７０台、なごみの湖５０台、加茂駅からのピストンを予定しています。

次に、５番目のボランティアの募集はについてでございますが、昨年１１月２０日から組織委員会がボランティアの募集をされています。募集の締め切りは令和２年１０月３１日までで、大会受け付けや会場案内、式典イベント補助、競技補助等を行っていただくもので、事前に研修にご参加いただきまして、大会当日、活動をお願いするものでございます。

ボランティアにつきましては、２月２５日現在、京都府における個人エントリーが２８人、うち和東町で活動を希望されている方が５人、グループでの申し込みが１グループ２名の方が語学ボランティアとして和東町を希望されておられます。

町内ボランティアの募集につきましては、和東町実行委員会に図りながら今後募集を検討してまいりたいと思っております。

続きまして、３番目のグリーンスローモビリティについて答弁いたします。

最初に、（１）いかなるコンセプトを持って導入に至ったのかについてお答えいたします。

導入にいたりました経緯でございますが、平成２９年度お茶の京都博にあわせて導入いたしました。平成２７年に日本茶８００年の歴史散歩が日本遺産第１号に認定され、和東町の茶畑景観を見に来られる方がふえましたが、道に迷われたり、路上駐車がふえ、住民の皆様大変ご迷惑をおかけしておりました。

そうした中、ヤマハモータープロダクツ様が公道を走れるゴルフカートを開発され、日本各地で実証実験をされているという情報をお聞きしまして、本町の狭い道でも走

行可能であり、観光に来られた方にとって非常に便利な移動手段であることから、ヤマハ様から2台をお借りし、実証実験をすることになりました。当初は観光に活用するため導入いたしました。住民の皆様にもご利用いただきたく、令和元年度より中和東ルートを運行しております。環境に優しい新たな移動手段として実証実験を行っているところでございます。

次に、(2)バスの乗降率の向上のためなのか、買い物、病院行きのためなのかにつきましてお答えいたします。

奈良交通バスを利用していただくためにも、観光客に対しては路線バスでお越しいただき、グリーンスローモビリティにご乗車してもらえるよう工夫した取り組みを行う必要があると考えております。また、住民の皆様にとりましても、安心・安全な移動手段として、買い物、病院行きなどご利用いただければと思っております。3月1日から3月29日までの土曜日、日曜日、祝日の運行に当たりましては、2月28日に防災行政無線で周知させていただき、また町ホームページでもご案内し、利用促進に努めているところでございます。

今後の利活用としましては、令和2年度から有償化に向けて取り組んでまいりたく、地域公共交通会議に諮っているところでございます。

また、和東町の地形上、全地域から路線バスに接続することは困難であると思われるので、住民の皆様のご協力をいただきながら、地域住民主体となったグリーンスローモビリティが運行できればということで考えているところでございます。

以上、村山議員の一般質問の答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございました。

それでは、再質問で星野リゾートについてお伺いしたいと思いますが、先月、私も高校のクラス会がありまして、そのとき15名程度だったんですが、2名ほどよその地区の人から、星野リゾートはどないなっているんだというようなことを聞かれました。ということは、地元住民の方も非常に興味を持っておられると思います。しかし、2年間、動きがほとんど見られなかったということから察しますと、今、星野リゾートは西成のほうでホテルを建てて、そして奈良県の刑務所跡もホテルでやっておられるということで、優先順位は必ずしも高くないのではないかと考えております。それで、今、和東町が推奨しているところは何カ所あるて興味を示しておられるんかということをお聞きしたら、今のところまだ何も進んでないというようなことですが、2年間、パートナーシップは継続になったわけですが、実際、町長の腹のうちは、本当にできるんか、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

当初の一番最初的时候にはですね、星野リゾートと和東町の生業景観を生かした中で、何とかリゾートとしての施設ができないだろうかということで、まず、本来なら星野リゾートというと、ホテルとか、そういうものを建てていく場所を決められるということで考えておったんですが、ホテルをさきに建てるんじゃなしに、さっきも言いましたように地域づくり、そしてその地域の発展をどうするか、星野さんはそれぞれの地域で同じ考え方を持っておられないんですね。いろんなランクもあったり、そして地域によって違います。和東町は生業景観とともに、どうしたらリゾート地、そして、周辺のアクティビティをできないだろうかということを最初からこの和東町で考えていきたいという中でスタートいたしました。

そのためには、本来なら具体的にホテル決まっておるのは星野さんとうちとの協定

で済むんですけども、地域づくりですから、そこは京都府も入ってもらわなきゃならない。だから、京都府と和束町と星野さんで地域づくり。その間2年間は和束町内湯船から白栖、石寺までを含めて、どういう特色があるんかということ在地域をずっと歩いて全部調査をされました。そして、いろんな角度から調査を資料としてされてきました。そして、私も東京へ行き、そして東京からも現場へ来てもらった。そして、和束町だけやなしに近隣の笠置、南山城、宇治田原、宇治市を含めてどういうものか、皆、含めて、その中の拠点として和束町はどうあるべきか、こういう話が進んできたわけでありまして。

私も当初はどこかホテルの候補地を決めてホテルが建つんだというふうに思っていたもんですから、もっと早くという、そういう中で、今、村山議員が質問されますように、そういうところからスタートですので、非常に遅い、ゆっくりしたスタートだという感じは受けました。しかし、今日に至って今ありますのは、やっぱり和束町であればどういう地域づくり、少し見えてきたものもあります。

さっきも言いましたように、拠点の場所をある程度景観のいいとことあわせて、それだけやなしに、朝からもご質問がありましたように、和束町は空き家対策と絡めてどういうようにしていこうとか、そしてアクティビティはどういうものがあるのか、これを絡ませていこうとか、文化的資産とか、いろいろ絡めて一つの一定地域エリアとして構築していこうと。そして、どちらかという若い行動的な人の対象になるんじゃないかなということが見えてきたような感じがあります。そういう中で、今、具体的な視点を持って進めていこうとしているのがこれからの2年間だろうというように思っております。

そういう意味では、先ほど私が答弁にも入れさせていただきましたように、まさに第5次総合計画とあわせて、和束町のリゾート地としてどう確立していくのかと。一緒になるようなものがありますので、そういう地域づくり、そして、和束町のお茶のブランド、地域のブランドを挙げていく。そして、定住・移住促進につなげていく。

また、関係人口につなげていく、そういうまちづくりの一つの有効な施策になるのかなど、こんな思いで、さらに星野さんとは誘致に向けて京都府とともども努力していきたいと、こういう状況でありますので、これも星野さんも記者会見というんですか、前進したときに、ここだと決まればですね、そして住民にお知らせする日が近く来るのではないかと、このように感じております。そのためにも京都府も一緒になって第三者で煮詰めていきたいと思っております。そういうことをご理解いただきたい。

繰り返しますが、よそでやっておられるようなものがない、和東でしかないものをつくり出そうということがございますので、時間がかかるのかなということでも私も理解しながら、今、進めているところでございます。どうかご支援いただきたい。

あえてもう一つつけ加えるなら、一番にスタートしたのが原山と村山議員の地元の園村を一番さきにあの場所からスタートさせていただきました。ここにも非常に關心を持っておられるのも事実であります。これも含めながら今後どのように具体化していくのか、この辺も含めて発表されるときがあると思いますので、いろいろと今後また議員の皆さんのご指導、ご協力をよろしくお願いして答弁とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

私、以前に町長にお聞きしてたと思うんですが、星野リゾートさんは、要するに、単なるホテルを建てるんじゃなしに、和東町だったら和東町で小さい工場も建てて、体験もしたいというようなことを聞いたような覚えがあるんですけど、やはり星野さんの考え方も変わってきているのではないですか。その辺、答弁願いたいと思います。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきます。

先ほども答弁させていますように、アクティビティという点からの種類というのは、具体的にいろいろな面を想像して今やっております。一つは空き家というの当然利用できるものは利用していく。そして、和東町のお茶は大事ですから、お茶を生かしていくとすれば体験だろうと。今、体験が若い人にはやっている。だから、これを注目されているということは、先ほど私、答弁させていただきましたように、ある程度の年の方よりも若い人を対象にされていくのかなと、こんな思いを持っております。そういう意味で、農村体験も含めながら、このリゾート地とどうかね合うのか、そのところが今、詰めているところであります。

今、言われたように、具体的にざっくばらんな話の中で出たと思いますが、基本的にはアクティビティの種類をどうしていくかという中では、そういうものも私も含まれているものと理解しております。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それとですね、もしも、そういうものができるとなれば、インフラ整備が必要となってきますね。以前聞いた話では、奈良県でもインフラ整備に対してできないということで撤退されたというような話も聞いたこともございます。それに対してインフラ整備は町がやるものか、府の協力は得られるものか、その辺のことですね。

先だっの新聞に載ってましたけども、和東町の平成18年度の経常収支比率が96%ということで載ってました。だから、余力はないと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えさせていただきます。

先ほど答弁させていただきましたように、星野さんというのは、その地域にしかない特色をどう生かそうかとされております。和東町はお茶の生業景観を有している、この生業を生かしていくというのが非常に重要視されております。

今、アクセスというなら二つに分けることができますが、一つ注目されておりますのは、近隣の新名神、犬打峠のトンネル化とか信楽・湯船、ここは近畿のど真ん中、それと名古屋空港ですね、セントリアというんですか、空港と、それと関空、大阪空港、2時間以内にある。一番真ん中にある。だから、星野さんはセントリア空港、私は遠いなと思うんですけども、非常に近いという感覚を持っておられます。そういう意味では、そういうアクセスについては非常に大事だというように思っておられます。

ただ、今、言われたように、隣接していく中では、必ずしも道路を広げていく、そういうことはまだ申されない。むしろ、星野代表としゃべっているときでしたら、「こういう坂がいいんですよ」、「グネグネがいいんですよ」とか言われますので、その辺の地域はどうあるべきか、生業を大事にされているというように思います。それを生かそうとされてますので、そういったことからしますと、今からいえば、和東町が今、いわゆる98とか、財政の指数を言っただいておったんですが、そういう意味では、もし、やるのであれば、いろんな規制の施策ですね、それを生かしてやれる範囲内でやろうと。特別のものというふうに私は話は受けとめてない。いわゆる農道開発であり、林道開発とか、そういう範囲内での施策の範囲かなというふうに今の段階では受けとめております。そういう意味では、ここに二車線つくってもらわなきゃならんとかいう話にはなっていないということで理解しております。大きいアクセスはちゃんと見ておられますが、そこから入ってきて、和東町の中では既存の制度内での施策であろうと、こういうように思っておりますので、ご理解をお願いします。そういう意味では、先ほど言いましたように、そういうリゾート地としての第5次総合計

画に関係してくるだろうと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございました。

それでは、次はワールドマスターズゲームズについてお尋ねします。

第1番に、PR不足ではということですが、先ほど課長のほうから、チラシを配るというような言葉をいただきました。今、PRは役場の前にしてますね。ああいうような形態を湯船地区でもされるような考えはないんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございます。村山議員おっしゃられるとおりに、住民さんの機運を上げるためにはもう少し踏み込んだ施策というのが必要だと思っておりますので、ポスターもそうですし、それからパンフレットが今できておりますので、それを各公共施設、それから住民の皆様にも周知していくと。それからあとは地域おこし協力隊が地域おこし協力隊の通信ということで、2カ月に1回、マウンテンバイクのことを書いておりますので、そういったことをいろんな形でPRを進めてまいりたいと思います。今後、力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

そういうことを我々議員のほうも協力はしていかなくてはならないかと思えます。だから、チラシというのは見落としまするので、目に見えるような形のPRをしていた

だきたいと思います。

そして、次ですけどね、バス搬入のための道路拡幅について。

先だって町長のほうから答弁いただきました。これが決まってからすぐ話をされたと思ってましたら、昨年4月に甲賀市長とお話しされたんですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今回答弁させていただきました一番近い日でさせていただきました。この1年前からさせていただいております。ところが、それまでは市長は、必要だということですがそれを指示していただいたんですが、地元との対応というのは調整ができてないように聞いておりました。そして、いろいろ対応したのが圃場整備でやろうということで、全員で印鑑ついて、全部の圃場整備ですね、それを構えてやろうと、こういう方向になったものですから、時間がかかりました。

当初は、ご案内のとおり、話を私も理解しておって、議員にも話をさせてもろたかもわかりませんが、道路を拡幅する間、拡幅するところだけ買って広げていくという話を持っていたわけなんですけど、やり方はそうじゃなしに、その範囲全部の中で圃場整備をやられると、こういうことをお聞きしました。これについてはここで聞かせていただいているとき、先ほど答弁させてもろた日にお会いしたときにですね、こういった方法でやらせていただきました。間に合わないですけども、その辺、申しわけない。しかし、これをきっかけに和東町とつながったり、これは大事だと思っておりますので、連携した地域づくりのためにもこの道路を早くつくり上げていきたいという答弁をいただきました。

そういうときから、今、申し上げますように、これは間に合わないけども、次のところだなということで考えております。だから、送り迎えも一方通行で、さっきの話も方法を変えますけども、交通手段を変えて対応していかなきゃなりません、とに

かく将来を見据えた中での道路拡幅というふうに私も理解いたしました。今、村山議員の、ワールドマスターズゲームズは来年ですので、これは間に合わないということでご理解いただきたいなど、このように思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

私も先だって杉山地区を見てまいりましたが、杭も打ってない。こんなもん全然間に合わないなと思ってたんです。

それともう一つは、道の横に水路がついてましたので、これは非常に難しいなという感じがしてましたけども、圃場整備というような形でしたら全体を考えてということですので、それができれば何よりだと思います。

そして、やはりそちらが整備できましたら、和東から信楽へ行くのはその道がメインにすべきだと思います。小杉から奥、しばらく狭いところがありますが、そちらのほうを拡幅して、協和ゴルフに出てますけども、あの道じゃなしに、こちらの道を通るほうがより利便性がいいんじゃないかと思いますので、甲賀市のほうとよろしくお願ひしたいと思います。

そして、駐車場対策ということですが、先ほど課長、杉山地区100台ということでしたね。その場所はどこですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えします。

和東町と滋賀県の県境で、マウンテンバイクランドから1.2キロのところがございます。そこに区の私有地がございます、150台ぐらいは置けるということで考

えております。100台から150台、幅がございまして、そちらをお借りしまして、ことしのプレ大会を10月31日、11月1日、本大会もそちらのほうでお世話になろうかなと考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

私もそこは知りませんでしたけど、先だって甲賀市に無理を言っているということですが、無理のついでに言うんなら駐車場のほうもお願いすればと。現場から4キロ程度のところに信楽運動公園というところがあるんです。それは307号線に隣接しておりまして、先だって見に行きますと、そこは第1駐車場で60台程度はとめられると思います。第2駐車場もあるんですが、ポールが立ってましたので、そこからは入れませんでしたので、そこら辺も活用させていただけたらと思っておりまして、やはり和東からピストンするよりも、そちらのほうが会場まで移動が少なくて済みましますので、そういう点も一つ考えていただきたいと思います。

それとですね、この質問指示書には書いてませんでしたけど、今、準備室が2名でやっておられると聞いてます。植村課長補佐ともう一人の方でやっておられると聞いているんですけど、世界大会ということで初めてのことでかなりプレッシャーもかかっているんじゃないかと思います。今の現状のままのスタッフでいかれるのか、その辺のことをお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

準備室というのは地域力推進課内に、一応、その中に設置したということで、地域力推進課というようにご理解いただきたいと思います。

特にそれに専念して準備するとこれまできました。これを挙げてやるというのは、課でいえば地域力推進課が中心になってまいります、しかし、これはご案内のとおり、町を挙げてやらなきゃならない問題で、近づけば、その対応に合うような準備体制を進めていきたいと、このように思っております。最初から最後まで2人という体制ではありません。これは地域力推進課内の準備室ということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

課長、その辺ね、やはりストレスのたまらないように職員の方に、地域力推進課一体となるということですので、本来の業務を持って、そちらの仕事もせんならんということでストレスもかかると思いますので、その辺の対応のほうもよろしく願います。

今までワールドマスターズゲームズについて投下資本は幾らぐらいになるか教えてくださいたいんですが。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、これまでかかった経費としましては、こちらの場所は水道の施設がございませんので、給水タンクということで平成29年度に公表させていただいた額が約1,100万円ぐらいの金額になっております。それと、今回、コースの整備、それからバス乗降所ということで約6,000万円の事業費の予算をいただいております。あと、工事の施工管理が230万円、それから今後、費用としまして約3,000万円、本大会を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ここでしたら1億円ちょっとぐらいですかね。しかし、それだけの投資をしたということは、今後、大会が終わってから負の遺産にしないようなことを望みます。だから、今後の活用方法というのはどのような形で、今、コースをつくった、それを国際大会だとか、そういうものを誘致するとか、そういうことを考えておられるのか、また全然別個のことを考えておられるのか、その辺のことをお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、今、実施計画を策定中でございますが、計画の中間案でございますが、マウンテンバイク、せっかくつくって後押ししておりますので、マウンテンバイクの聖地にしようというのがまず1点考えられる計画でございます。もう1点につきましては、和東町は茶業のまちでございますので、お茶とスポーツにあわせた融合した、そういう地域づくりができるかというのが1点でございます。あと、もう1点は、湯船森林公園にはなごみ湖、それから湯船親水公園もございますので、そういうスポーツアクティビティということで、湯船地域の一体化の活性化ということで利活用するというところで3点を考えているわけでございますが、これもまだ決まったわけではございません。今後、皆様方からいろんな意見を聞きながら利活用というのを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

今、話の中ではマウンテンバイクの試合のほうも誘致するというようなことになってきますと、やはり利用料の徴収とか申し込みの対応とかいうようなことをしなくてはならないと思うんですけど、それに対して、また別のそれ専用の対応する組織をつくる考えはありますかとお聞きしたいんですけど。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

今のところは案でございますので、もし万が一、そういった世界大会という話に進んだ場合は専門家の指導が要りますので、料金の収受も要りますので、指定管理者制度をとるのが一番いい策かなと思っております。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございました。

それでは、最後に、グリーンスローモビリティについてお聞きしたいと思います。

実際、3月からやっておられるということで、このチラシは先だっけの「れんけい」に入っておりました。前の11月のやつと若干文言が変わっておりますが、環境にやさしい新たな交通手段ということは、先ほども説明を受けたとおり、それだけはきちっと入っております。しかしながら、何のために乗るんだということが入ってません。要するに、目的が入ってない。だから、なかなか乗りにくいんじゃないかと思うんですが、今現在、3月1日から土日ですので、3日、4日あったんですかね。今、何人ほど乗車されたんですか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

ただいまのご質問の件でございますが、一応、3月1日（日）、7日（土）、8日（日）ということで3回運行しております。1日4便を運行しております、1便目と3便目が中和東ルート、それから2便目、4便目が石寺コースということでルートを分けておまして、1便目の3日間の合計が4名、2便目が2名、3便目が5名、4便目が5名、合計16名でございます。中和東ルートのほうが石寺ルートよりたくさん乗っておられるという状況でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

目的がまだ定かではなさそうですが、この目的をはっきりさせていただきたいと思います。

しかし、仮に病院へ行かれた場合とかいうことになると、次、どないして帰るんだということが生じてきます。そんな場合はどんな対応をされるんか。目的が今、ただ乗るだけですか、それとも実際どういう活用方法を町長は考えておられるんですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

まず、実証ということで、住民にも、こういう乗り方があるんだということを知っていただくということで、まず触れていただくというのが去年からことしにかけております。

当初は観光でゆっくりと和東町の違ったところを見てもらうのがいいということで、

中和東ルートにしても観光優先の中で回っておりました。意見として、これだけゆっくりしたらこんな新しい景色があるのかということではいただいている面がありました。そういう意味では、当初スタートさせたのはご案内のとおり、観光をどう高めていこうかというところでありました。

しかしながら、和東町で大きな課題となっているのは、公共交通とそれまでのところの道路と何がいいだろうかというところと絡ませながら今やっておると。そして、まず知っていただくと。そして、今、村山議員も言われた目的を持っていくんだったら、行く時は乗れたけど、帰るときは何もないんだったら困るもんですから、やっていくとなってきたら、そういったものをその段階で構築していかなきゃならない問題だと思います。そういうご意見も皆、含めながら、この1年間実証してまいりたいと。

これが本当に交通の手段にも何もならないということになれば、また新たなものを考えていかなきゃならない。これは観光に特化して考えていく場合も起こり得ると。これを有効利用できないだろうか。このことによって和東町のまちづくりというものが深まるという意味では何かあるだろうというのが実証実験だということでご理解いただきたい。まだ、完成型ではありませんので、その点ご理解いただきたいと思えます。確かに、今、言われたものも課題として入れていかなきゃならんというように思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

最後になりますけど、昨年度の実績が手元にあるんですけど、石寺ルート、9月8日から11月30日まで、240名乗車していただいているんですね。それで、11月25日から12月24日は中和東ルートで19名ということで、大きな開きがあります。先ほど町長が言われたように、景色もゆっくり回るときれいなもんと知らんとも見られると。中和東ルートを見てますと、診療所のほうから南、釜塚、門前、ず

っと回ったら、かなりゆっくりした観光もできるんじゃないかと思います。だから、これは観光に特化したらお金をもらうんですから、そっちのほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

観光に特化した乗り物で運行して料金をいただくとなるのか、これは地域交通会議では諮ることができないことになっております。地域の住民の移動手段として、あくまで前提として観光も走りますということで、地域公共交通会議に諮っているところでございます。やはり地域公共交通の一つとしてグリーンスローモビリティを考える、環境に優しいCO₂の削減を目指しているというのが趣旨でございますので、観光だけというのはなかなか厳しいものがございますので、観光だけでしたら協力的なことになりますので、あくまで住民さんにも乗っていただき、観光客にも乗っていただくというのが今現在進めているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

何か難しいですね。実際、地域の人がどんだけ乗られるか。昨年度のこれを見ても、これははっきり言って告知不足だったと思うんですけどね。しかし、600万円投下しているわけですので、これをいかに活用するか、これからまた一緒に考えていければと思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（小西 啓君）

村山一彦議員の質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後２時３０分まで休憩いたします。

休憩（午後２時２０分～午後２時３０分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

岡本正意議員。

○８番（岡本正意君）

皆さん、こんにちは。日本共産党の岡本正意です。ただいまから一般質問を行います。

まず、第１に、新型コロナウイルス感染への対応について質問いたします。

中国の武漢市での感染拡大を発端とした新型コロナウイルスの感染は瞬く間に日本でも拡大し、３月から全国のほとんどの小中、高校、特別支援学校が臨時休校となる異例の事態にもなっております。政府は２月末に基本方針を出し、今後一、二週間が山場とした時期を今、迎えておりますが、収束のめどは全く立っていない状況です。今後、どのような展開となるかは予断を許しませんが、現段階として町としての対策、対応について幾つか伺います。

午前中の高山議員の質問と重なる部分もあると思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

１点目に、この間のこの問題についての住民からの問い合わせや相談等の状況について伺いたいと思います。

２点目に、PCR検査の実施や感染時の受け入れ等の体制整備の状況はどうなっているでしょうか。先週から検査が保険適用されましたが、検査を希望した場合、どのような対応となるのか答弁を願います。

３点目に、保険証が届いていないなど、受診の障害になっているケースはないでしょうか。あれば早急に対応を求めたいと思います。

4点目に、学校の臨時休校への対応についてであります。まず今回の判断の理由、また、どのような検討を経ての判断なのか答弁を求めます。また、休校中の子供の生活への対応や保護者や、また関係する職員への影響、対応の状況、その中で発生している問題はないか答弁を求めます。

第2、「増税不況」から住民生活を守る取り組みについて質問いたします。

1点目に、昨年10月の消費税増税が経済と生活を直撃し、この間の新型コロナウイルス感染も重なり、極めて厳しい経済状況となっております。本町における影響や現状をどう考えているか答弁をお願いします。

また、消費税増税が景気後退の原因であることは今や明らかであり、消費税減税を今後、政府に求めるべきと考えておりますが、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、地域経済や住民生活の実態を把握するために、町として実態調査を今後実施されてはどうか。答弁をお願いします。

3点目に、町としてできる限りの生活支援に取り組むべきときであり、次の施策について改善や実施を求めます。

一つは、国民健康保険税の均等割並びに平等割の軽減を求めます。また、せめて子供のいる世帯の均等割廃止、または軽減を求めたいと思います。

二つ目には、後期高齢者医療保険料が先日の連合議会で値上げが決定をされておりますけれども、この値上げへの独自の軽減措置を求めます。

三つ目に、学童保育料の引き下げや0から2歳児の保育料無償化、インフルエンザ予防接種補助の拡充など、負担の軽減を求めます。

四つ目に、高校生の教育費軽減として、今回、教科書購入費用の無償化、補助の検討を提案いたします。答弁をお願いします。

五つ目に、住民が使っておられる指定ごみ袋の無料化、また、し尿くみ取り料の独自の軽減措置を求めたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

ただいま岡本議員からいただきました一般質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

最初に、大きな1番でございますが、新型コロナウイルス感染への対応について、私のほうからは、（4）の学校の臨時休業への対応について、①今回の判断の理由は、また、どのような検討を経ての判断かについて最初に答弁させていただきます。

広域連合教育委員会では、2月27日夕方の安倍首相による突然の全国全ての小・中・高等学校の臨時休校の要請について、翌28日、この日は広域連合議会と重なっていたため、午前7時半に各校の校長を招集し、対応策を協議させていただきました。

その協議を受け、正・副連合長、教育長が連合議会の開会前の時間を利用いたしまして、新型コロナウイルス感染が拡大しつつあるときでもあり、まずは管内の小中学校も臨時休業に入らざるを得ないことを確認させていただきました。ただし、休業期間については、その時点で文部省の通知や教委の方針が出ていないことから、その場では決定できず、連合議会の途中で会議を持つこともできない、こういう状態でありましたので、この場合は教育長に一任をさせていただいたと、こういう状況であります。

これまでも緊急事態等が発生した場合の相楽東部広域連合立学校の設置者としての対応については、連合設立当時から教育委員会並びに教育長に、その責任の範囲内において事態への対応を一任する形をとってきていたことから、とりわけ、突然の事態であり、その日のうちに保護者への緊急連絡を要することから、教育長一任ということで、その後、断続的に調整を図りながら、休業期間の最終決定をした次第であります。

小中学校の休業期間につきましては、既にご承知のように、3月3日から12日までといたしました。なお、休業の開始につきましては、政府から要請された2日では児童生徒への事前指導が全くできないこと、また、保護者も休校対応の準備が必要なことから、3月3日となったところであります。

休業の終期については、各学年における指導内容を次年度に持ち越さないこと、そして、少しでも保護者の負担を軽減するよう配慮したところであります。なお、終期については、府教委の方針の13日も検討しましたが、中学校の卒業式を予定どおり実施いたしたく、12日としたものであります。

けさ、校長会も開き、教育委員会にも議論をしていただいていたんですが、この13日は小学校は一斉登校ということで、中学校の卒業式の短縮的な実施というかわりには変更はありません。そして、その後の状況を見定めて、またいろいろ変更するところが出てくるかもわかりませんが、現在では、こういった方針に基づいて進めさせていただいておると、こういう状況であります。

次に、「増税不況」から住民生活を守る取り組みをとということで、(1)でございますが、昨年の10月の消費税増税が経済と生活を直撃し、極めて厳しい経済状況だが、本町における影響や現状をどう考えているか、消費税増税が景気後退の要因であることは明らかであり、消費税減税に求めるべきではないかについて答弁をさせていただきます。

町といたしましても、和束町に大きな商工会もあったり、農協があったり、農家もおられるわけでありまして。そして、今までから関心を持っておりまして、こうしたことは協議の中でいろいろと意見を交わさせていただいております。そういう意味では、増税での駆け込み需要の影響で大きな設備投資というのは少し落ち込んでいるようではありますが、日用雑貨では多少の影響はあるものの、顕著には見えていないということでありました。

昨年は基幹産業である茶の販売も芳しくなく、購買に影響しているというのも少し

は考えられるのかなというように和束町では考えております。しかしながら、そういった増税の影響もそう大きくはないと思いますが、そういった大きな声としては聞いていないと。特に、今回、コロナウイルスの影響で観光の宿泊キャンセルや食事のキャンセルというのは一部出ているわけですので、4月、5月のツアーというのは非常に心配いたしております。

農協のほうの声を聞いてみますと、増税の影響がないとは言えないけども、増税が原因で販売が少なくなったことはないというのが考えであります。増税前の駆け込み需要としても、肥料・農薬等を購入すると支払いが生じるわけで、茶の景気が悪いこともあって、通常の販売状況であると、こういう状況であります。

以上によって、こういう町単位での影響というのは、声を聞くところではそうありますが、日本全体では、今、言いますように、コロナウイルス、この中では非常にリーマンショックのときよりも厳しいというように言われております。

国のほうでは、いろんな融資とかについては、今、施策は打たれているようですが、こうしたことはまた国会でも議論されていくところだと私は思っているところでもあります。そういう状況で、これについては、やはり町内の状況というのは十分関心を持って見ていくべき。また、まとまって意見を上げられるべきであれば、そのときはまた要望等もしなきゃならんと思いますが、今のところは、先ほど申し上げました状況にあると。しかしながら、この現状は非常に、きょうの中でも円高とか、株が2万円を割れたとか、非常に厳しい状況にあるという実態は全国的に非常に厳しい状況にあるかなと、このように思っているところでもあります。

次に、(3)町としてできる限りの生活支援の取り組みをとということでいただきました。その2でございますが、後期高齢者医療保険料値上げへの独自の軽減をについて答弁させていただきたいと思っております。

第7期令和2年度、令和3年度の後期高齢者医療保険料は、均等割額が第6期より5,220円増の5万3,110円、所得割率が0.59ポイント増の9.98%、1人

当たり保険料額にしますと12.5%、9,593円増の8万5,951円となります。これは京都府の後期高齢者医療広域連合において約28億5,600万円の余剰金及び京都府からの財政安定化基金交付金約8億600万円を目いっぱい活用して被保険者の負担軽減を図り、1人当たり約4,000円の軽減となりました。詳細な金額については後ほど担当課長から答弁させますが、本町では、後期高齢者医療制度にかかわる市町村の役割として、制度開始当初から療養給付費負担金、保険基盤安定負担金、広域連合分賦金を負担しているところであり、独自財源の乏しい本町にとって法定外繰り入れなどによる今以上の負担は厳しいものと考えている状況であります。

次に、学童保育料の引き下げ、0から2歳児の保育料無償化、インフルエンザ予防接種補助の拡充など実施をであります。

学童保育料の引き下げ、0から2歳児の保育料無償化につきましては、朝の高山議員の一般質問にも答弁させていただきました。そういったことで重なっておりますので、その答弁でご理解をいただきたいと、このように思います。

次に、高校生の教育費負担軽減として、教科書購入費用の無償化、補助の検討をについて答弁させていただきます。

和束町では、高校生の教育費負担軽減として、奈良交通バス定期券補助事業を実施しており、教科書購入費用の無償化、補助制度の創設については、現時点では考えておらないと、こういうことありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、ほかの質問につきましては担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

以上、岡本議員からの質問にお答えをさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうからは、岡本議員の一般質問、大きな1. 新型コロナウイルス感染への対応について、(4) 学校の臨時休校への対応について、②休校中の子供の生活への対応、保護者や関係する職員への影響や対応の状況、発生している問題について答弁をさせていただきます。

和東町では、和東児童クラブ、いきいきこども館を午前8時から午後6時まで開館し、臨時休校における共働き世帯の家庭の影響を最小限に抑えるとともに、子供の生活リズムをできるだけ壊さないことを念頭に置き、努めさせていただいているところでございます。

特に、児童クラブにおきましては、指導員の不足分を役場職員が応援させていただいております。また、いきいきこども館につきましても延長の措置をとらせてもらっているところでございます。

なお、約1週間が経過しましたら、現在のところ順調に対応できているという報告を受けているところでございます。

なお、和東町に勤務する職員につきましても、実際、保育園や小中学生の保護者となっている世帯がでございます。先般、人事院からの通知を受け、和東町でも特別休暇の制度を運用させていただきました。これにつきましては、3月4日付で職員また嘱託職員に周知をさせていただいているところでございます。

なお、昨日までにこの特別休暇の申請につきましては1件ございまして、承認をさせていただいております。

なお、昨日から、いきいきこども館におきましても、小学校と連携をとり、午前中に和東小学校の教師が来館し、子供への学習指導、生活習慣の状況把握等をされているところでございます。

以上、岡本議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、岡本議員の一般質問、大きい1番、新型コロナウイルス感染への対応についての（1）この間の住民からの問い合わせ、相談等の状況は、（2）PCR検査の実施や感染時の受け入れ等の体制整備の状況は、また、大きな2番、「増税不況」から住民生活を守る取り組みをの（3）町としてできる限り生活支援の取り組みをの③学童保育料の引き下げ、0から2歳児の保育料無償化、インフルエンザ予防接種補助の拡充など実施をについて答弁させていただきます。

まず、初めに、大きな1番、新型コロナウイルス感染の対応についての（1）この間の住民からの問い合わせ、相談等の状況はについてでございますが、これにつきましては、先ほど岡本議員の質問の中にもありました午前中の高山議員への一般質問の答弁と重複することにはなりますが、まず、和東町として、今現在、直接の相談や問い合わせというのはございません。ホームページやチラシ・回覧等などで注意事項、電話相談できるところを掲載し、周知しておるところでございますので、ご理解よろしくお願いいたします。

また、（2）PCR検査の実施や感染時の受け入れ等の体制整備の状況はについてでございますが、実施につきましては、帰国者・接触者相談センターなどに相談していただいた後、その結果、検査が必要と判断されれば検査の実施機関で検査を受けていただくということになります。

また、先ほどの質問にもありましたご本人が望んだ場合ということですが、これにつきましても、帰国者・接触者相談センターなどの機関の相談に基づいた中で、特にそういうところで心配なので検査してほしいとかいうような話をさせていただきましたら、一定、しかるべき対応のほうをしていただけるかと思われまます。

また、その際の検査機関への移動の関係でございますが、移動につきましては、検査機関のほうに聞いておりましたら、自身で自家用車を運転して来れる方については

お願いしたいと。また、それが無理な方につきましては、公共交通機関は利用せず、検査場所までは京都府が迎えに行き、検査機関まで送り届けるというふうに保健所で聞いております。

また、万が一、感染されたときの受け入れの体制についてでございますが、これにつきましても、京都府が感染症の受け入れ可能病院、和束町におきましては一番の近隣ということで、山城総合医療センターということになるんですけど、そこへの搬送ということになります。この搬送につきましても京都府が責任を持って搬送するというのを聞いておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

続きまして、大きな2番、「増税不況」から住民生活を守る取り組みをの(3)町としてできる限りの生活支援の取り組みをの③学童保育料の引き下げ、0から2歳児の保育料の無償化、インフルエンザ予防接種補助の拡充などの実施をについてでございますが、これにつきましても、午前中の高山議員からの一般質問で町長が答弁されましたが、学童保育料につきましては、和束町として子育てしやすい、子育てにやさしいまちづくりを推進しておりますので、保護者の負担軽減を図るため値下げの検討を町長より指示していただいておりますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

また、0から2歳児の保育料の無償化についてですが、これにつきましても午前中の町長の答弁がありましたように、昨年10月よりの国の施策として始まったばかりですので、国や府の動向を注視しつつ関係機関と協議・検討を進めてまいりますので、あわせてご理解よろしくをお願いいたします。

それとですね、インフルエンザの予防接種補助の拡充などの実施についてでございますが、これにつきましても、子育てしやすいまちづくり、子育てにやさしいまちづくりを推進しておりますので、これにつきましても検討してまいりたいと思いますので、あわせてご理解よろしくをお願いいたします。

以上、私から岡本議員への一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

岡本議員の一般質問にお答えいたします。

私のほうからは、大きな1番の（3）保険証が届いていない等、受診の障害になっているケースはないのか、あれば早急に対応をとということでまずお答えしたいと思いますが、この間、受診したいけれども、保険証がない等の相談は受けておらないところでございます。

続きまして、大きな2番の（3）の①です。国民健康保険税の均等割、平等割の軽減を。せめて子供の均等割廃止または軽減をとということでいただいております。

国民健康保険は、ご承知のとおり、被保険者、国、都道府県、そして市町村がそれぞれ係る医療費について法律で定められた負担率、負担割合の中でお金を出し合い、成り立っていることから、生活支援という観点からは難しいのではないかとというふうと考えております。

といいますのは、まず、被保険者にご負担いただく国民健康保険税につきましては、国民健康保険法施行令に標準案分割合が規定されておまして、本町のように4方式を採用している場合、所得割40%、資産割10%、これで応能割として50%、被保険者均等割35%、世帯別平等割15%、これで応益割として50%とされております。しかし、本町では、過去数年を見ますと、応能割が60%近くで推移しており、均等割・平等割の応益割が40%強で、応能割に比重がかかっている状況でございます。

また、応益割につきましては低所得者への軽減制度があり、これに加えてのさらなる軽減については、このバランスが著しく崩れることになり、税負担の公平性の観点から難しいものと考えております。

また、それでも軽減するとなると、軽減分を補填する財源が必要となりますが、今のところそれは見当たらないのではないかと考えておるところでございます。

とはいいまでも、基金の積み立て、あるいは一般会計からの繰り入れということが考えられるかとは思いますが、積み立てにつきましては、近年、医療費の増というのがかなり課題となっております。先日、平成30年度の1人当たり医療費の速報値が出されたんですが、平成29年度に比べて2万円近く伸びておりまして、38万円を超えました。このような状況の中、保険税率の算定に大きな影響を与える医療費の増というのが、今後も動向は注視しないといけないのですが、上がっている状況を考えますと、なかなか軽減というのは難しいのではないかというふうに考えております。

また、一般会計からの法定外繰り入れというの也被考えられるのですが、都道府県化が開始されました平成30年度におきまして、29年度末で法定外繰り入れを実施しているところにつきましては、縮小の方向で実施は認められるということでございますが、その時点において繰り入れをしていないところは、基本的にしないということを出ておりますので、これも財源としては使えないではないかというふうに考えております。

それと、後半の子供の均等割の廃止または軽減につきましても、同様でございます。

ただ、税住民課関係では、子供の18歳の年度末までの医療費の無償化、また教育委員会関係では、給食費や修学旅行費の無料化など既に実施されておきまして、そちらの方面で、国保世帯だけでなく全ての子育て世帯を対象とした施策を実施しているということをご理解いただきたいと思います。

続きまして、②の後期高齢者医療保険料の値上げの独自の軽減をということでございます。

こちらにつきましては、先ほど町長から答弁がありましたように、第6期に比べて大幅な負担増となっております。要因といたしましては、1人当たりの医療給付費が、医療の高度化などにより増加したこと、高齢者人口の増加により高齢者負担率が上昇したこと、医療給付費の増大により保険料抑制財源が前回より大幅に減少したことが

挙げられます。市町村の負担ですが、医療給付費の12分の1を後期高齢者療養給付費負担金として負担しています。令和2年度につきましては、平成31年度よりも900万円余り、17.43%の増額となっております。保険基盤安定負担金につきましても12%以上の増加で、制度開始以来、初めて2,000万円を超えました。

以上のように、被保険者の皆様の負担は確かにふえてはおりますが、市町村の負担もそれ以上にふえている状況でございます。

よって、法定外繰り入れ等、さらなる負担増は現状では難しいものと考えております。

以上、岡本議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私からは、2番の「増税不況」から住民生活を守る取り組みをの（2）地域経済や住民生活の実態把握のため実態調査の実施をということでの答弁をさせていただきます。

内容につきましては、先ほど町長のほうから、商工会、それからJA京都やましろに問い合わせの内容での答弁がありましたので、私からは、実態調査の実施ということで答弁させていただきます。

コロナウイルスが起きている今現在の経済活動の低迷の中で、健全な消費生活、消費活動が行われていないというような状況の中で、消費税の増税に伴うものであるといったところの実態が現にあらわれるような調査ができるのかということもでございます。一定、コロナウイルスが落ちついたというような状況の中で、また、その部分につきましては、そういったものがあればそういったものもしていかなければならないのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、（3）の⑤指定ごみ袋の無料化、し尿くみ取り料の独自軽減をについて答弁

させていただきます。

まず、指定ごみ袋であるかないかは別といたしまして、ごみ袋を無料化しますと、ごみの再資源化に対する行動やごみ袋を節約といった儉約の気持ちが薄れるかと思われれます。例えば、現在の取り組みでは、ミカン箱等の段ボール箱は各自治会等で段ボールリサイクルに出していただきましてリサイクルに努めていただいておりますが、そこにはやはりリサイクルに努める気持ちと段ボールを処分するのにごみ袋を使うのがもったいないといったような気持ちがあるかと思えます。しかし、ごみ袋が無料になると、ミカン箱は立体形状のまま、そのまま袋1枚を利用してごみ出しになるかもしれませんし、せっきやくのリサイクル活動を阻害するかもしれません。空箱を畳んでかさを小さくするといった工夫もされないかもしれません。また、ごみ減量化にコンポストを設置して生ごみの減量化に努力していただいている方の意識減退が危惧されるところでございまして、無料化は第4次総合計画のエネルギー項目で資源化、リサイクルの推進に支障を来すものだというふうに考えますので、ご理解をよろしく願いたいと思います。

次に、し尿くみ取り料の独自軽減をですが、和東町では第4次総合計画の第4章自然を守り、ともに暮らす協働プログラム、第2節河川環境及び第3節上下水道の項目に挙げております。この項目では、生活排水によって汚染が進む河川の水質を改善するため、公共下水道の整備や接続、合併浄化槽の普及を目指しておりますので、くみ取り料の軽減を図ることは下水道接続や合併浄化槽を設置しようとお考えの方の決意を阻む要因の一つになるかというふうに考えますので、ご理解をよろしく願いたします。

また、岡本議員におかれましては、議会選出の美化推進委員でもございますので、そういったところの立場で、浄化槽、また下水道の接続を住民の皆様方にご協力いただけますようお願いいただけたらというふうに思いますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、まず、1点目に新型コロナ感染の関係なんですけども、いわゆる住民からの問い合わせ等は今のところ直接的にはないというふうに先ほどからも言われておりますけども、それはそれでいろんな情報がありますから、いろいろな形で受けておられると思うんですけども、その際、一つ、先ほど来、ホームページ等での情報発信ということによっておられますけども、この間、町のホームページを見ておりますと、この問題について2月21日以降、更新がされてないと思うんですね。あれから政府自身が基本方針を25日に示して、先ほどありましたように、27日に臨時休校の要請を誘導したとか、それに伴う臨時休校が3月から行われたり、またイベントの中止、また、コロナ対策に対するさまざまな支援の内容等も出てくる中で、いろんな情報がその後、出てきているわけなんですけども、そういったものが全くホームページでは反映されてないというふうに思うんですね。

この間、ほかの町村の状況を見ても、笠置町はいわゆる連合の情報を町のホームページに張りつけをして、休校や学童の開始について情報提供をしておられます。また、南山城村は3月4日付でイベント中止や学校休校の情報について更新されております。また、木津川市は、かなり丁寧に出しておられるんですけども、市民全般に対する周知であるとか、また、小中学校・幼稚園・保育園の卒業式や卒園式の実施の問題、また児童クラブの対応の問題、施設の臨時休館、イベント等の中止、また中小業者、労働者の方への支援が送られる制度の問題、さまざまいろんな情報がその都度その都度更新されているわけなんですけども、また、これはいわゆる友好関係を結んでおられる伊根町でも、緊急情報という一つのコーナーをつけて、その中でさまざまな情報を掲載されているという状況があります。

こういうことと比較しましても、大変、町としていろいろ努力をされていることはあるんですけども、やはり迅速に変化をしっかりと更新していくということが大変弱いというふうに思いますけども、その辺は今後どのように改善されますか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

福祉課としてホームページの更新につきましては、予防なり、かかったときの対応という意味合いで更新のほうをさせていただいております。先ほど岡本議員からありましたように、2月21日以降更新がないというのは、それ以降の対応が政府としては変更がないということの中でさせていただいているわけなんですけども、確かに、おっしゃられますとおり、学校等その他のことについて政府からいろいろ発表されているものもありますので、それにつきましてもあわせて住民の皆様にご周知できるような形で改めてホームページの更新のほうを検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

新型コロナウイルスの対応というのは、国でいえば厚生労働省が矢面に立っている状況はあるんですけども、ただ、今としましてはそこだけの対応じゃないわけですね。いわゆる全省庁挙げて対策会議をされていますし、この問題のいろんな影響というのは、いわゆるこの和東でいえば福祉課だけじゃなくて教育委員会もそうですし、また農村振興課もそうですし、いろんなところで影響というのは出てきていると。

そういった意味での情報がさまざま流されているわけですので、そういったことを福祉課に任せるということじゃなくて、町として情報を一括にちゃんと管理をして、

必要な情報を住民に提供するということを私はしていただきたいと思ひますし、ホームページの管理上でいへば総務課がやはり統括されているわけですから、その辺、総務課としてちゃんと統括していただいて、さまざまな情報をちゃんと提供できるような状況をつくっていただきたいと思ひんですけども、その辺、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃるように、確かに、ホームページの統括につきましては総務課が対応させていただいております。これまでも調整会議も含めまして、それぞれの課の行事等につきましてはそれぞれの課が責任を持ってということとさせてもらっていたわけなんですけども、やはりこういう事態でございますので、当然、総務課が対応すべきものだというふうに再度理解をいたしまして、対応させていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、PCR検査等の受入体制の関係ですけども、いわゆる検査の保険適用以降も基本的に帰国者・接触者外来というか、相談センターのほうに相談した上で病院を紹介してもらおうとか、そういった形で行われるということなんですけども、今、全国的にも調子が悪い、どうなんだろうかと思ひても、そもそもそこの相談につながらないとか、いろんな形で弊害が出ているという状況がありますし、検査がふえていかないという状況があります。ですので、そこは今後どういうふうになるかということは経緯もあ

りますので、町としても関心を払っていただいて、やはりそういった方が迷わないというんですかね、たらい回しみたいなことにならないようにそこは注意を払っていただきたいと、これは要望だけしておきたいと思います。

それから、いわゆる保険証等が届いてないなどで受診の障害になっているケースはないかといったことは、相談があったかどうかを聞いているんじゃないかと、そういう方には実際に保険証は届いてないとか、後期高齢にしても、国保にしてもですけども、そういう方が実際にいるかどうかを聞いているんです。いかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

保険証が届いていないということで、短期証のことが想定されると思います。これにつきましては、現在、8世帯、被保険者数としては10名について更新に来られていないという状況でございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そもそもやはり保険証がなければいろんな弊害も起こるわけですから、こういう状況でもありますので、そういった方に、いろんな事情はあると思うんですけども、最低でもちゃんと短期証は無条件で届くようにすると、郵送も含めて。それはどうですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

今、無条件でということでご意見がございました。短期証につきましては、短期証の発行に関する要項をつくっております。それに基づいて発行しているところでございます。

ただ、コロナウイルス感染症との関係でいいますと、その辺、臨機応変といえますか、ケース・バイ・ケースで対応したいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

やはりこういう状況ですから、いろいろ今までのそういう決まりとか、いわゆる短期証は保険税をなかなか払いにくい方が相談に乗りながらやっているということの中で発行しているものですけど、一定、これは大変緊急事態としてやられているわけでしょう。ですから、そういう意味では、保険証はそれでちゃんと届けないと、医療を受けるという意味で弊害になるわけですから、お金よりまず命が大事なわけです。そこはちゃんと対応いただきたいと。町長、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長、答弁。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいま岡本議員も言われますように、命が大切だと。これは当然のことです。しかし、課長も答弁しておりますように、短期証の発行とか、それによる規則・要綱に基づいて処理しております。そうした面を見定めつつ、現状の必要性を把握して、運用するときは運用していきたいと、こういう状況。その意味では、命は大切というのは大きく理解はしております。そういうのは所管の中で判断をしながら対応していくものだと考えております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

何より命を守るということを基準に対応いただきたいと思います。

次に、学校の休校の関係ですけれども、私からこの話を今してますのはね、やはり今回の総理の休校の要請というのは、ご存じだと思いますけれども、専門家の意見も知見も聞かずに、いわゆるWHOのそういった見解にもよらない、今は明らかですけれども、要は、何ら根拠のない政治判断だったわけですね。それはしかも文科省さえも通らないとか、知らない間に独断したというのが今回の要請です。

ですから、大事なものは、休校するかは、もちろん休校せなあかん場合もありますし、絶対したらあかんとかいうことじゃないんですけれども、そういった要請であるということ踏まえて、設置者である自治体ですね、連合や教育委員会自身がどれだけ主体的に検討した結果かということが私は大事だと思っているんです。

要は、総理が言ったからとか、府教委が何日までやるって決めてるからとか、上から言われてるからうちもやるみたいな、そういうことじゃなくて、本当に地元の設置者として状況を把握した中で今回の判断を下せたのかどうかということにしたいと思っているんです。

時間もありませんので、1点だけ町長にお聞きしておきたいんですけど、先ほど2月28日に、連合議会もある日もありまして、いろいろバタバタされたとは思いますが、最終的には教育長に一任されたということでした。実際に最終的に休校しますというふうに判断されたときというのはいつなのか。夕方には子供に文書を持たせてますから、それまでにはされていると思いますけれども、どの時点でそういう判断がされたのかということを確認したいのと、それから、その判断に至るまでに、先ほど朝から校長会をやって、それからその後、連合長・副連合長を交えて協議したという話がありましたけれども、やはり休校となれば、先ほどから言われてますように、いろんな影響が出ると。体制も組まないといけない。保護者のほうもあるとなります

と、やはり役場の担当のところも含めてしっかりその辺の状況はどうなのかということとをちゃんと実態把握もして、また、もちろん学校現場もそうです。校長だけじゃなくて担任の先生も含めて、そういう状況を把握した中でやるならやるということが大変大事だったと思うんですけども、頭だけじゃなくて、そういった現場というか、そういった関係のところ意見聴取も含めた中での最終判断をできたのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

2月27日夕方に総理の要請があったわけです。それを28日に受けて朝一番に7時過ぎですね、まず現場の各校の校長に集ってもらって状況を話しました。この時点ではまだ府のそうだとかということはありません。岡本議員が言われますように、要請のまま受けていくということの判断に立つより、こういった時期には連合教育委員会としてどうだろうかという観点に立って協議をしてもらいました。この辺のところは、まず2日からとか、20何日までとかいうことやなしに、まず、連合の中で最小限やらなきゃならんのは、危機的な問題を見逃すわけにはいかない。これは結果責任等も問われる大きな問題であります。

もう1点は、やっぱり子供の教育の保障というところから、これは保障していかなきゃならない。するんだったら、休んだ分、教育関係の保障をどの時点でそれができるのか、この辺をきちっと協議をしていただきたい。

それともう一つは、その間、子育てを家庭でするわけですから、子供をどういう形でお預かりするとか、そういうことができるのか、この辺も含めて判断しなきゃならん。

だから、この3点に基づいて、十分、連合としての、地元としての責任ある協議を

してほしいと。何でも一任しますというようなのは一任じゃなりません。幅を入れた中でどうなんかという現場の声を確認させていただきました。その途中の確認は正・副連合でやっているんですが、議会も開会前の時間を利用して、今、申し上げた内容を確認しているわけでありまして。そういう中で最終的にその三つですね、その範囲でやむを得ないということで、連合方式、連合の主体によって、2日では準備ができない。3日から、そして、13日は大事な卒業式があるんだと。これは短縮してやる。このまま12日まで様子を見ようということでやると。この間の授業は保障できるのかということで、先ほど高山議員のときにも質問されていた、あの観点から答弁させていただきました。確認してこの判断をしました。そういう意味では幅を決めて、その範囲内の一任ですので、関係なしに白紙委任みたいなことをやっておらないということでご理解いただきたい。

きょう現在は、13日にも確認をまだしております。やるかやらないか、そこまでやるかというのがけさの校長会によって現場の声を聞く。どうだろうかと、まだ今だったらいけるといいますので、13日の卒業式は短縮で持ちます。それ以後はもう少し検討させてほしいと、こういうことでもあります。そのときにも子供の保障、さっきの3点を十分踏まえてやっていこうということでもありました。

こう結論をいたしまして、これだけの時間内でいろいろやりとりをしておりますので、お任せでやってないということだけご理解いただきたい。まだ、今、協議しているところでもありますので、継続中のところもあります。こんなこと申し上げていますが、あすからということになりかね場合もあります。

といいますのは、この郡内で発生いたしますと状況がガラッと変わります。そういう状況を見定めながら今やっているということですので、今の考えは今時点の話ということでご理解いただきまして、これについては今後の動きを十分見定めながら進めてまいりたい。

そして、今、言う3点からの立場で、今、何が連合教育委員会として大事かと、こ

ういう観点から進めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

一定、そういう話も聞いて、そこは大変大事な点だと思っております。

この間、文科省自身も、いわゆる一律休校ということは現場の判断で求めないという話もその後しておりますので、それだけにやはり現場の判断は大変大事になってきますので、そこは引き続き、そういう立場で判断いただきたいというふうに思います。

それと、いわゆる休校中の云々という話ですけれども、この間、私も休校が始まった初日に児童クラブやこども館のほうものぞかせていただいて、様子等も見させてもらったんですけども、大変いろいろとご尽力いただいて、大変感謝したいというふうに思っております。

その上で、いわゆる今度の休校によって、保護者もそうですけれども、先ほど職員の話を見せてもらいました。これは連合も含めてなんですけれども、いわゆる正職の方についてはそういった特別休暇ということもあると思うんですけども、臨時職員の方が時給で働く場合には休んだ分は収入も減りますし、そういった方が連合も含めて臨職の中でおられないのか、そういったことを実態把握もしていただいて、そういったことがあるのであれば正当な理由として補填も含めて検討いただきたいというふうに思うんですけども、その辺、お考えを聞きたい。

それから、学校給食が休校によって今ないわけですけれども、食材等を提供されている地元の業者さんもおられるというふうに聞いております。学校給食会もあるんですけども、そういったのを、一応、教育委員会に確認しますと、キャンセルで受けていただけてますという話ですけれども、ただ、やはり本来納めるべきものが納められないという点では、損失になっている部分もあるかもしれませんので、そういった部分への正当部分での補填も含めて、これは町だけで考えるべきことなのか、国や府も含め

てなのかですけども、そういったことで実態把握と検討をお願いしたいと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、和東町の職員で正職員、嘱託職員になりますが、和東町の職員で保育園、また小学生の子供を持つ保護者でございますが、全体で17人おります。また、臨時職員ですけども、小学生を持つ保護者につきましては6人ございます。うち、現在3人につきましては実家でお父さん、お母さんが面倒を見ているということで報告を受けているところでございます。

岡本議員がおっしゃるように、現在、和東町の職員、嘱託職員につきましては、特別休暇の制度を運用させていただいております。あと、3人の臨時職員につきましては、その対象外という形になるのかもわかりませんが、国のほうから通達がありましたように、正規・非正規問わず一定の補償をするようにということで国から出ておりますので、当然、前向きに検討すべき内容だというふうに理解しております。

連合につきましては私のほうでは答弁できませんので、申しわけございません。

それと、給食の関係でございますが、当初、実際2月28日の話に戻りますが、当時、町長、副町長と相談させてもらって、やはり昼間、家庭で預かることのできない子供に対しても、できるんだったら給食をそれぞれ児童クラブ、いきいきこども館に配送できないかということで教育委員会に強く要望させていただいたわけなんですけども、実現できなかったというところでございます。

食材の補償等につきましては教育委員会に内容を確認いたしまして、国の補助等が対応すべき内容だと理解しておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

そこはぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

時間ありませんので、残りをしたいと思いますが、いわゆる暮らしをどう守るかという点で、先ほど消費税の増税の影響ということで、大きくはないんじゃないかという話もありましたけども、農家にしても、また事業者にしても、今、食料品等そういったものというのは販売の場合は 8% で売ってるわけなんですけども、実際に材料とかいろんな原材料とか得る場合は全部 10% で仕入れるということもありますので、やはり負担というのはかなり大きいと思うんですね。今後、新型コロナも含めてさまざま実態のほうが見えてくると思いますので、ことしは国勢調査もあるというふうに聞いておりますけども、その辺も含めて、ぜひ、住民の今の暮らしの実態を町としてつかんでいくということはしていただきたいと要望しておきたいとします。

いろいろあるんですけども、先ほど学童保育料の引き下げとインフルエンザ予防接種の補助の拡充については検討をしているという話でしたけども、それは今後その辺をやるという意味でどのような検討をされているのか。いつから引き下げなり拡充なりできる方向でやられているのか、その辺、時期のめどをお願いします。

○ 議長（小西 啓君）

町長。

○ 町長（堀 忠雄君）

はい、お答えさせていただきます。

朝からも高山議員の質問にも答えました。和東町は子育てにやさしいまちづくりと、こういうことを言っている以上、そういった問題について残っているところがあるんじゃないかと、そういうことでした。

学童保育については無償化という要望で朝もありましたけども、これはやっぱり軽減に向けて、やさしいまちづくりと近隣も含めて状況を見定めながらやっていこうと

ということで指示をいたしているわけでありまして。それは事務的な段階で負うということで判断しておりますので、整い次第、進めてまいりたいと思っております。

ただ、0歳からのところですが、これは国のほうを注視とか、今、言っていましたように、いろんな状況を見定め、まだ、去年の10月からのそういった問題であります。これも基本的に注視しながら、先ほど高山議員にもお答えしましたように、和東町は子育てにやさしいまちづくりと言っているんだったら、その言ってる判断に立った判断をとっていくべきだと、こういう答えを大事にしていきたいと、こういうことですので、そういう方向も含めて、先ほど福祉課長が指示を受けておりますということですので、そういう観点から指示しております。

いずれにいたしましても、事務的な段階の中で進み次第、進めていくということでご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ぜひ、早いうちによろしくお願ひしたい。また、予算等も含めて聞きたいと思ひますが、お願ひしたいと思ひます。

国保の関係なんですけども、いわゆる均等割の関係で、せめて子供だけでもできないかということで提案をしているわけなんですけども、均等割を廃止した場合でも、和東の実態では大体425万円程度で可能と単純計算で出ております。

それで、聞いておきたいのは、先ほど財源の問題で、課長はなかなか難しいとされましたけども、国のほうは確かに法定外繰り入れについては厳しく解消するというところで、削減解消を言っておりますけども、ご存じだと思いますけど、いわゆる決算補填目的以外の法定外繰り入れというのは認めているんですね。その中に保険税の減免額に充てるためというのが入っているんです。

これを利用して、今、全国で30近い自治体が、子供の均等割の独自減免をやって

いるということを既に始まっているんですね。その財源の根拠というのはここに来ているんです。ですから、全くないというわけじゃなくて、国も法定外繰り入れという点ではこれは認めているんです。ですので、財源的にもそんなに大きい財源じゃないわけですから、一般財源からの繰り入れもできるはずですので、これは検討する価値はあるんじゃないかというように思いますので、そこはぜひ検討いただきたいんですけど、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

私のほうで今まで持っておった情報と違うのですけれども、法定外繰り入れが認められないというか、国のほうが厳しくしているというのは、先ほどおっしゃったような決算補填目的、そして保険料軽減目的も入るということで理解しておりました。保険料軽減をするのであれば、財政調整基金を使いなさいということで情報が出ておりますので、それと全く逆の見解でございますので、ただ、私が税住民課として持っている情報のほうで今やっているということでございます。

先ほども申し上げましたように、30年度の都道府県化のときにそういった法定外繰り入れをしているところはしばらく認められるということで理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本正意議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

会議の途中ですが、ただいまから午後3時40分まで休憩いたします。

休憩（午後3時30分～午後3時40分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第3号 令和2年度和東町一般会計予算、議案第4号 令和2年度和東町湯船財産区特別会計予算、議案第5号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計予算、議案第6号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和2年度和東町下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度和東町介護保険特別会計予算、議案第9号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計予算、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明として、施政方針を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

本日、令和2年度一般会計予算を初めとする諸案件のご審議をお願いするに当たり、提案理由にかえまして、令和2年度の施政方針についてご説明申し上げます。

昨年5月より、「平成」という一つの時代が幕を閉じ、新たに「令和」の時代が幕をあけました。

令和2年は、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会が開催され、日本全体の社会環境が大きく変化することが予想されます。本町においても、町の最上位計画である和東町第4次総合計画の最終年度を迎え、これまでの施政を振り返りつつ、犬打峠トンネル化を初めとした本町を取り巻く動向を見据えながら、これからのまちづくりを考える転換の年となります。

これらの状況を踏まえ、令和2年度は第4次総合計画の総決算の年度と位置づけ、施策の基本方針である六つの協働プログラムに沿って予算編成をいたしました。

第1に、「和東を担う次世代の人づくり協働プログラム」でございます。

昨年10月より保育料の無償化がスタートし、これにあわせて、町独自に給食費の無償化も実施いたしました。あわせて、小・中学校の給食費並びに修学旅行費の無償化、18歳までの医療費の無償化、児童クラブの保育時間の延長等につきましても引

き続き実施し、安心して子育てができるまちを目指した子育て支援に努めてまいります。

令和２年度は、子供の医療費無償化のための「すこやかエンジェル基金」への積み立てを行い、将来にわたって医療費を無償化できるよう財源を確保いたします。

また、令和２年度から産前・産後サポート事業、産後ケア事業の取り組みを開始し、身近な家族等から支援・援助を受けられない妊産婦も安心して子育てができるよう、子育て支援の対象を拡充してまいります。

第２に、「住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム」でございます。

令和２年度は、「第９次高齢者保健福祉計画及び第８期介護保険事業計画」、「第６期障害者福祉計画」を策定いたします。現状、将来の動向を踏まえ、安心して住みなれた地域で生活ができるまちを目指して検討を進めてまいります。

また、地域医療の充実のため、総合的な保健医療の中核施設として計画しております「総合保健福祉施設」の整備につきましても、引き続き、慎重に検討を進めてまいります。

このほか、高齢化が着実に進んでいる本町において、介護予防や自立のための生活支援、生きがい活動への支援などにつきましても、関係機関とともに推進してまいります。

第３に、「安全で快適な暮らしを実感できる協働プログラム」でございます。

老朽化等により改修が必要と診断された「祝橋」及び「石寺橋」につきましても、橋梁のかけかえ工事を実施するとともに、狭隘な町道の拡幅改良事業や整備事業を進め、安心・安全の確保や道路・交通ネットワークの充実を図り、人にやさしい道づくりを推進してまいります。

また、移住・定住を促進するため、空き家の掘り起こし事業や農業体験を通じた週末移住に向けた取り組みを展開してまいります。

さらに、地域おこし協力隊を２名増員し、地域協力活動を実施してもらいながら、

地域力の維持・強化を図るとともに、定住・定着を目指してまいります。

第4に、「自然を守り、ともに暮らす協働プログラム」でございます。

指定避難所となっている体験交流センターの耐震改修工事、和東小学校へのマンホールトイレ設置工事、段ボールベッドや災害用備蓄食糧の整備など、頻発、激甚化する災害に備えて防災力の強靱化を進めてまいります。

また、防火水槽設置事業や初期消火活動に必要な小型動力ポンプ付積載軽消防車の更新など、消防団とともに消防の機能強化にも努めてまいります。

このほか、森林経営管理事業を初めとした森林保全事業、簡易水道事業や下水道事業などのインフラ事業、塵芥・し尿処理事業など、住民生活に身近な事業につきましても着実に実施し、安心・安全な住民生活の確保に努めてまいります。

第5に、「和東のブランドを高める協働プログラム」でございます。

令和3年度に開催されるワールドマスターズゲームズに向けて、国際大会であるCJU大会の開催や町実行委員会の活動に対する負担金、おもてなし商品の開発など、大会本番が1年後に迫った中で、開催に向けた準備や機運醸成に向けた取り組みを展開してまいります。

また、ゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ周遊観光事業の運用開始、観光客の増加に対応するためのグリンティ和東の駐車場整備、「相楽東部3町村」や「京都やましろ地域と東京しぶや」などの広域観光事業を推進してまいります。

本町の基幹産業である「茶」のブランド力向上や海外への販路開拓などをさらに推進するとともに、担い手の育成や生産経営基盤の強化に向けた取り組みにも努めてまいります。

第6に、「住民・事業者・行政がともに進める協働プログラム」でございます。

本町の生業景観を次世代に継承するため、今年度制定いたしました景観条例に加えて、全国初の取り組みとなります「文化的景観調査事業」と「伝統的建造物群調査事業」を同時に一体的に実施いたします。地域住民の皆様の協力のもと、両事業ともに

指定に向けて取り組みを推進してまいります。

また、町ホームページを新たに構築し、情報発信の強化とあわせて、住民がまちづくりのことを知ることができ、参画する意識の向上に努めてまいります。

以上、和東町第4次総合計画後期基本計画の六つの協働プログラムに沿ったまちづくりを進めてまいります。

冒頭でも申し上げましたとおり、令和2年度は「第5次総合計画」、また「第2期まち・ひと・しごと総合戦略」の策定を進め、本町のまちづくりの転換を迎える年度でございます。将来のまちづくりを住民の皆様とともに考え、新しい和東町の歴史をともに作り、ともに歩んでいけるよう、まちづくりに邁進していく所存でございます。

今後も、住民の皆様の一層のご協力をお願い申し上げますとともに、「ずっと暮らしたい活力と交流の茶源郷和東」の実現に向けて、限られた財源を有効活用しながら積極的に各種事業に取り組んでまいります。

令和2年度各会計予算は、一般会計32億9,260万円、湯船財産区特別会計492万円、国民健康保険特別会計（事業勘定）6億9,000万円・（直営診療施設勘定）1億500万円、簡易水道事業特別会計1億5,670万円、下水道事業特別会計2億6,960万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）6億6,040万円・（サービス事業勘定）680万円、後期高齢者医療特別会計7,880万円、令和2年度予算総額は52億6,482万円となります。

どうか議員各位の一層のご協力とご鞭撻をお願い申し上げますとともに、令和2年度予算案並びに関係議案にご賛同賜りますよう切にお願い申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

お諮りいたします。

本予算の審議につきましては、議員全員の10人の委員を持って構成する予算特別

委員会を設置して、これに付託の上、審査いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号までの令和2年度和東町一般会計予算及び令和2年度和東町各特別会計予算の以上7件については、10人の委員を持って構成する予算特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第7、議案第10号 和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第10号の提案理由を申し上げます。

現在、相楽東部広域連合が管理運営します相楽東部3町村のごみ収集において、その他プラスチック類の排出は透明または半透明の袋を利用していただいておりますが、4月からその他プラスチック類専用袋で排出していただくこととなりました。つきましては、ごみ袋代は和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例によって価格設定をしておりますので、今回専用袋の価格を設定するに当たり条例を改正するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長、答弁。

○農村振興課長（東本繁和君）

それでは、私から、議案第10号についてご説明させていただきます。

議案第10号

和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 0 日 提出

和 東 町 堀 忠 雄

めくっていただきまして、改正でございます。

和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

和東町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「プラスチックごみ用（容器包装用）」を「プラスチックごみ用」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施工するということでございます。

先ほど町長が提案理由で申し上げましたように、その他プラスチック類のごみ出しは、市販の透明または半透明の袋を利用していただいております。しかし、相楽東部クリーンセンターでは、令和 2 年 4 月の収集から専用袋での排出に変更することを決定されました。専用袋はプラスチック製容器包装のごみ袋と同価格で販売されることを受けての条例の改正でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8 番（岡本正意君）

今回その他プラスチックとして収集をされてきたものを指定袋として回収するというに変更されるわけですが、いわゆる 20 年間、東部のほうではずっと半透明のということで、指定袋は使わずにしてこられたという経過があったんですけども、ここに来てこういったことをされるという意味での、なぜ、こういうことにするかという経過ですね、どういう経過があってこれをつくるとなったのか説明いただけます

か。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ご存じのように、プラスチックのごみ出し分別方法は、プラスチック製容器包装とその他プラスチック類の2種類に分けております。プラスチック製容器包装のごみは再生プラのマークが表示されているものが該当いたします。代表的なものとして、トレー類、それから袋、包装類、カップ・パック類、ボトル類、ふた・キャップ類、緩衝材などあります。これら収集後、選別・プレス等がされて、日本容器包装リサイクル協会等で再商品化されているものでございます。また、一方、その他プラスチック類は、選別、異物除去後、可燃物処理が可能となりますので、可燃物ごみの処理となります。

先ほど提案説明で申し上げましたように、再生プラスチックは日本容器包装リサイクル協会で再商品化される原料として搬出されますが、再生できないプラスチックごみが混入すると分別作業に労力を要するため、協会から適正な再生プラスチックのごみの搬入をクリーンセンターのほうに求められたということでございます。

また、最悪、受け取りしていただけない事態が生じることも懸念されておまして、適切な資源リサイクルが構築されなくなります。既に容器プラとして分別していただいている再生可能プラスチックごみ、その他プラスチック類ごみの混入率が高いとその状態となりますので、これをしっかりと分別していただくために、専用袋を利用して分別にご協力いただくというようなことでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

いろいろ言われてましたけども、要は、私が聞いているのはですね、今までそういうふうにしてこなかったけども、今年度になって連合のほうでそのように決めたということですけども、それは議論があつて、経過があつてそういうふうになったのかということを知っているんです。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

私が聞いているところによりますと、先ほど言いましたように、リサイクル協会のほうから良質なごみですね、再生プラスチックということで選別をいただきたいということでございます。ですので、確かに10年間、そういったままで来たというところにつきましては、こちらのほうで処理するというところでやってきたわけですけども、これからは委託していく部分でもございます。また、一般廃棄物の処理計画ということで、今現在、東部クリーンセンターのほうではその計画を策定中でございます。

現在、和東町におきましては、東部3町村におきましては、伊賀市のほうにいろいろなごみの受け入れとかお願いしているわけでございます。地元としての努力がないとそちらのほうで受け取っていただくという部分につきましても、ごみの減量化、それからそういった分別ができてない、記載されてない計画の中でなかなかほかの市町村にごみを持ち込めないというようなところもございますので、そういったところも解消して、私どものクリーンセンターといたしましては、こういった形で頑張っているんですよというところを計画で見せていかんらんというようなところがクリーンセンターからの説明でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

今の話を聞いてますと、いわゆる今、受け入れていただいている伊賀市のほうからそういった要請があったという話になりますよね。要は、伊賀市のほうで受け取っていただく以上は、向こうはちゃんと努力してくださいよというふうに言われたからそうさせてもらっているということなのか、それとも、ある意味、考えて、そういうふうにしよと思ったのか、具体的に伊賀市のほうからその辺のこういったことに努力するというようなことをしていただきたいという要請はあったんですか。

○ 議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○ 農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

昨年の 2 月ですね、伊賀市のほうに一般廃棄物の家庭用ごみの関係を受け入れるということでご承認いただいております、市町村から排出される一般廃棄物の事業系ごみにつきまして協議をさせていただきましたところ、そちらのほうのごみの分類につきましてきっちりとした計画が見えていない。例えば、コンビニストアでありましたら、コンビニの従業員が食べたお弁当ですね、これの空箱は一般廃棄物の家庭用ごみであると。一方、お客様が購入したお弁当類がごみ箱に入る分については一般廃棄物の事業用ごみである。この分類についてお宅の町はどうお考えですか、そういった部分の基本的な考え方をきっちりと明示してくださいということで、ご相談に行かせていただいたときにきっちりと言われてしまっております。

伊賀市といたしましても、やはり他自治体のごみを引き受けるからには、自分の自治体に持ち込んでいただく分について市民の皆さんにそういったことを説明するところがございます。また、審議会もございますので、そちらでしっかりと私どもも説明できるように、お宅さんの努力を見せていただかないとなかなか受け入れということについて簡単に了解ですということとは言えないですよというような担当からのお声を

いただいておりますので、やっぱりそこら辺のところはきっちりと計画も立てて、再資源化、また、ごみの減量化のところを努力しているという姿を見せていかななくてはいけないというところがございますので、今回また伊賀市が受けていただいておりますけれども、伊賀市が受けていただけないことになりましたら、東部といたしまして、またどこか探さんならんということもございます。だから、そういった言葉が出ないように、きっちりとした計画で、地元としてはこれだけの努力、計画を持っているというようなことをお示しできるようなところまで持っていかなあかんというような形で私も対応させていただいたときに感じましたので、そういう点、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

伊賀市に受け入れていただく前にそういう話がありましたという話でしたけれども、例えば、伊賀市のほうのごみの収集はどうされているのかということを前にも委員会で言いましたけど、例えば、ここで言う同じその他プラの扱いは指定袋をしてはるのかというたら、してないんですよ。いわゆる私らと同じことです。だから、伊賀市そのものは、その他プラについていえば指定袋を使った収集はされてないという状況があるんですよ。だから、その辺はもちろん受け入れる以上は、一般的にそういったことをしっかりやっていただきたいということはあるかもしれないけども、具体的に、例えば、その他プラについてこういうふうにしてくださいといったことはあったということではないと思うんですよ。

それで、今、言われましたように、例えば、それを示さなあかんということですね。示すのがこの袋をつくったということですか。要は、これで私たちはその他プラを分別してますよということを向こうに示すためにこの袋をつくったと。中身はどうか、袋というのは、今までだってそうですよね。要は、容器包装のプラスチックにし

たって、容器包装はちゃんと入ってますかということだっているいろいろあると思うんですよ、実態としてはね。わかりにくいですから、はっきり言って。この袋を使ってるからいいというのじゃなくて、基本的に中身が問題ですよ。袋をつくって努力してますよということをアピールしたいだけで袋をつくるんですか。町としてやるべきことは、どんな袋であろうとも、こういうものはちゃんと分類しましょうねということ。をちゃんと地域に入って啓発し、一緒になってそれをやっていくということが努力でしょう。だから、そういったことを何かやることで、やってますよということを見せたいがためにこういうものをつくったのか、中身はどうであれ。これをつくった上でいろんなことをしないと、それは改善されないわけですよ。そういったことをどうしていくのかということとは全く見えないんですよ。議論もこの間どうしたのかよくわかりませんよね。そこは大変、私は安易じゃないかなというふうに思っているんですよ。

さっき一般質問のときに課長が、いわゆるごみ袋の無料化をしたらどうかと、これはあくまで生活支援という観点で言ってます。それをしたら何かリサイクルの意識が薄れると言われましたよね。それは何か根拠あるんですか。何か統計上、そういったものが無料にしたらリサイクルが悪化するか、分別が悪化するか、そういったものが信頼できる統計としてあるのかどうか、それを持っているからそう言われているのかということも含めて、根拠のあることだからそう言っておられるのか、ただ、課長がそう思うから言っておられるのかということも含めて、やはりこういったものを導入するというのは負担も伴うことですし、大事なのはやっぱり内律でしょう、形じゃなくて。そこの分別をどう推進していくんかという、今の町なり連合というのはどうやったんかとかいうこと自身が大事であって、そこが実際どうやったんかという総括もどうされたんかと、その上でこれを提案されているんですか、どうですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今の岡本議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

そもそもの話でございますが、このごみ処理についての家庭用のごみであります、一般廃棄物、これは市町村の責任であると当然うたわれているわけです。それをやるということやなしに、廃掃計画を立てて処理をしていかなければならないわけなんです。その廃掃計画を立てる時期と今たまたま他市町村へお世話になる時期というのが重なったと、こういうことで、今、岡本議員のいろんなご質問が出てくるんだと思います。

私どもは、計画を処理していく。その中のこれまでのやっていかなきゃならんのは、やはり分別をきちっとして、そして再資源化に努め、焼却していくものを少なくしていく。再資源というのが私どもの努めなきゃならない方向なんです。

計画の中には、それを含めて今回やりました。先ほどリサイクル協会を通じて資源化しているものもあれば、大ざっぱに踏まえて処理している、こういう方法というのはどこの市町村でも方法としてやっている。今、言われたように、伊賀市はまだ進んでないということなんです、どこの市町村も方向としてはその方向で、今、進めようということですので、たまたま連合ではその計画のなかにきちっと入れていこうと、そういうことの方角に従って、各構成町村もそういう努力をしてほしいという一つの方角であります。

あわせて、今、言われましたように、伊賀市も他町村のごみを受け入れるときですから、そういう計画がきちっとできていますかというのは当然の話だろうと思います。処理計画ができてないものは受け入れられないということになりますから、今、その計画をきちっとしていこうという方角にあります。

それと、この金額をいただくのが、先ほど言われましたように、皆さんの生活の軽減を図るという立場からだったら無償化がいいんじゃないかと、こういうお話だと思いますが、これは担当課長も何回かお答えしておりますが、この分別収集というのは

非常に大事なものは、住民の皆さんのご協力、そのご協力をいただくときには意識をきちっと持っていただく。この意識を合わせたご協力になるわけであります。

そういう意味で、生活の軽減というところとちょっと違いまして、課長も答弁していますように、住民の意識を高めていこうということから、どこの市町村も金額を入れてお願いをしてご協力いただいております。和東町もこれまでこういった例に従ってお世話になっているわけですから、そういう意味でご理解いただきたいなというように思っております。軽減というところに私はつながるものだと思っております。こういったときにお金をお支払いすること、そして目的を持って、それて分別収集する、これは意識が伴うものだというように思っておりますので、その点、ご理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後にしますけども、いろいろ今、言われましたけど、やっぱり意識づけという意味で、要は、有料袋を買っていただくということというのは、それが本当にリサイクルとか分別意識につながっているかどうかというのは、それは袋を買っただけではないんですよ。それはやっぱり町行政がそういった責任を持っておられるんだったら、行政と住民が一緒になって、なぜ大事なのかとかいう、そういった学習や実際の取り組みがあってやっとそういうふうになると思うんですよ。

ですから、そういう意味でも、そういう議論やまたこれまでの町なり連合の取り組みがどうだったのかという、そういったことが余り見えてこない中で、もちろん他の自治体にお願いするという、そういう立場もあるということはわかりますけども、ただ、やはり安易さは大変否めないというふうに私は思っております。

それと、やはりまだこういった議会の議決を今するわけですけども、これはかなり前から宣伝されてますよね。4月からやります、4月からやりますって、何も決まっ

てないのに、ここで決めずに何かでできるのであれば別ですよ。だけど、実際、住民代表の議会として最終的にちゃんと議決を伴って初めてできることなのに、何か決まったかのようなことで広報されているということは、大変、議会に対する軽視であるし、そこは私は納得できないということも含めまして、今回については私は賛成できないということを指摘させていただいて終わります。

○議長（小西 啓君）

質疑はほかありませんか。

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

何点か確認をさせていただきたいんですが、先ほどの岡本議員に対する答弁の中に、混入するというようなお話があったんですが、この混入については何と何が混入しているのかご説明いただけますか、どのごみのところに何が混入しているのかという。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

何が混入しているかという部分につきましては、具体的に、ただ、今、言いましたように、リサイクル協会のほうで分別率、向こうで入ってくるものについて分別されているようです。その分別の分ける中で、再生プラのほうに持っていく分との量で何とかもうちょっと減らしてくださいというような要望が来ておる。何%の数字という話は連合のほうに聞けばわかるんでしょうけど、手元の数字を持っておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

燃えるごみの中にそういったプラごみがまざっているのか、それとも、容器包装用のところにその他プラがまざって行っているのか、その辺なんです。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

失礼しました。

一応、生ごみにつきましては、当然、東部クリーンセンターですね、焼却場をつくったときに地元周辺自治会と、生ごみ以外は燃やさないという協定というんでしょうか、約束事をしているわけですね。それについて守られているというのが当然でございまして、周辺住民の方も理解、また、そういった形でお約束をしているんですから、センターとしてもそのようにやっていかなあかんということでございます。これは住民に対してのお約束でございます。

今、再生プラにつきましては、ほかのまちでは自前の焼却場を持ってまして、それに対して生ごみという形と、プラスチック入れて燃やすということはできてます。でも、今、言いましたように、専用袋のきっかけといたしましては、生ごみとプラスチックを分ける。またプラスチックも再生プラスチックとその他プラスチックに分けるということで、やはりこの機会にリサイクル、また分別ということについて住民の皆さんのご理解をいただきたいという方向の中で、その当時、取り入れられたというふうなものでございます。

ほかのまちでも専用袋は持っていません。今、言いましたように、自前の焼却できる施設がありますので、多少まざっていても燃やせるということはございました。ただ、うちとしては、今、言いましたように、その当時、生ごみとプラスチックと分けていくと。分けるのであればということで専用袋もつくっていきました。山城管内で専用袋を持っているのは東部のクリーンセンターと木津川市のみでございまして、ほかにつきましては一般の透明もしくは半透明の袋を使って搬出されているということ

でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

聞いていると違うことで、もっと簡単な話で、混入と言われた部分で何と何が混入しているのかということをもっと教えてほしいなと思っただけの話なんですよ。入っていない。わかりました。

今回、容器包装用のプラスチック用の袋、これをプラスチックごみ用に改めるということですね、ここに書いてあるのは。プラスチックごみ用（容器包装用）をプラスチックごみ用に改めるということですね。ということは、これまで容器包装用のプラごみとその他プラを分けてたじゃないですか。これを一つの袋にするということなんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

済みません、なかなか理解できてませんで申しわけございません。

今までプラスチック用のごみ袋ということで、半透明に赤いマークでプラスチック用と書かれてました。今回、その他プラスチックのプラスチック用の袋ということで、黄色に青か緑のインクで売るということございまして、単純に両方ともプラスチック用の袋であるということございまして、この容器包装用という限定している部分を外させていただいたということございまして、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

先ほど混入という話をなぜしつこくお聞きしたかということ、その袋の違いが住民の

方がわかるのかなということなんです。今まで容器包装用のリサイクルできるプラごみとリサイクルできないその他プラも若干混入してたのではないかなというように思っているんですね。やはり住民の方の中には、なかなかそこが難しいところというのがあると思うんですよ。これが違うごみ袋になっていくと、もっとわかりづらく、同じようなプラスチックごみ用の中で色違いとかあったとしても、その住民への伝え方といいますか、そこはやっぱり重要になってくるのかなというふうに思います。

当然、ごみの減量化というのは大事なことですから、やはりなるべくリサイクルできるものはリサイクルして減量していかないといけない。やっぱりこれは海洋のプラスチックごみの問題もありますから、そこはきっちりやっていかないといけないと思うんですが、しっかりと住民の方が理解できるように分けていただけるような、そういう周知方法といいますか、そういう体制をつくる必要もあるのかなというふうに思っています。

もう1点は、今現在ある今までの容器包装用のごみ袋、これは今後もそのまま使えるんですね。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

ややこしい答弁で申しわけございませんが、昨年の課長会議のところでもこの分が出ていました。今、リサイクル協会のほうからこういう言葉が出ているということでセンターのほうからございまして、そのあたりできっちりと分別していかなあかなという話が出ております。

こういった袋を導入するに当たっても、もう一度きっちりと住民の皆さんにごみの仕分けというものを認識していただく必要があるんじゃないかというのは会議中でも発言させていただいておりまして、協議の中でも改めてもう一回そういったところを

考えなきゃならんということにはなっております。

ですから、おっしゃいましたように、これからもきっちりとごみの分別ですね、この部分についてプラスチック、本当にややこしいところでございます。ごみというのは聞けば聞くほどややこしいんですけども、そのあたり、やはり住民の皆さんにご理解、ご協力いただけますように周知していきたいというふうに、また町としても努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、専用袋という部分につきましては、生ごみ用、それから容器包装用、それからその他プラ用という3種類の専用袋、それ以外のものにつきましては、従来どおり透明もしくは半透明の市販の袋をご利用いただくということになりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

わかっていただけましたか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第10号 和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第10号 和束町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第11号 和束町監査委員条例の全部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第11号の提案理由を申し上げます。

地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から、各地方公共団体の監査委員は、「監査基準」を定めることとされたことに伴い、現行の和東町監査委員条例との整合性を図るため、和東町監査委員条例の全部を改正する必要が生じたので、提出させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第11号

和東町監査委員条例の全部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年3月10日提出

和東町 堀 忠雄

1ページめくっていただきましたのが和東町監査委員条例の改正条例の全文でございます。

議長のお許しをいただいておりますので、1枚めくっていただきました資料No.

11 和東町監査委員条例の全部を改正する条例 概要に基づき説明を申し上げます。

改正の経過でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から、各地方公共団体の監査委員は、「監査基準」を定めることとされたこ

とに伴い、現行の和東町監査委員条例との整合性を図るため、和東町監査委員条例の全部改正を行うものでございます。

改正の概要でございます。

第1条 地方自治法の規定に基づき、監査委員に関し必要な状況を定める旨を規定させていただきます。

第2条 本町に監査委員を2名置く旨を規定しております。うち1名につきましては、法律により和東町議会議員より選出いただく監査委員となっているところでございます。

第3条では、住民からの直接監査請求、議会からの請求監査、住民監査請求、職員賠償責任監査、長からの要求監査、指定金融機関等監査、公営企業に係る指定金融機関等監査による監査の請求または要求を受理した日から30日以内に監査に着手する旨を規定させていただきます。

第4条では、財務監査（定期監査）でございますが、これを行うときは5日前までに監査の日時を町長等に通知する旨を規定しております。

財務監査（随時）につきましては、前条に規定する監査を行う場合で緊急を要するとき、または必要を認めるときは、監査の日時を通知しないで監査に着手することができる旨を規定しております。

第5条でございますが、行政監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を町長等に通知する旨を規定させていただきます。

第6条におきましては、財政援助団体等監査を行うときは、これにつきましても、あらかじめ監査の日時を監査を受ける者に通知する旨、規定させていただいているものでございます。

第7条では、決算審査、基金運用審査、健全化判断比率等審査について、審査に付されたときには40日以内に意見をつけて町長に提出する旨を規定させていただきます。

第8条 例月出納検査について、毎月検査日を定めて会計管理者に通知する旨を規定させていただいているものでございます。

第9条 請願の処理について、議会から請願の送付を受けたときにつきましては、30日以内に処理をする旨、規定させていただいております。

第10条 和東町監査基準に基づく財務監査等の公表については、和東町広告式条例の規定に基づき、掲示場の掲示により行う旨を規定させていただいております。

第11条 監査委員の指揮を受け、監査委員に関する事務を補助させるため、書記を置く旨、規定をさせていただいております。

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める旨を規定させていただいております。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

資料の次のページに和東町監査基準を載せさせていただいておりますので、お目通しのほうをよろしくお願いいたします。

どうかご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

確認ですけども、今、説明いただいた概要で、今回、監査基準を定めることになったということで、今回そういった改正になるんですけども、今、言われたような一つ一つの、今現在も監査自身はされてるわけですから、あれなんですけど、それと、これを定めることによって今できていること、またこれによって新たにやることというのはあるんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

大きくこれまでと変わっているというのが、やはり財政援助団体等の監査についてでございます。第6条でございます。これについては、補助金交付団体についても監査委員が監査できる旨、規定をさせていただいている内容でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

この財政援助団体というのは、具体的にはどういうところですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和東町が補助金等を交付している団体です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今、6条の部分で、監査を行うときは、あらかじめ監査の日時を監査を受けるものに通知する、いつ行きますよと、監査しますよということをあらかじめ通知することですけれども、それはもちろん向こうの住民の関係があるということはあると思うんですが、逆に言えば、あらかじめ言うことで、悪く言えば、いろいろごまかすという大変ですけども、そういうような暇というのも一方であると。例えば、抜き打ちと言うんですけども、予測せずに監査に入ることではないんですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

一定、第4条のほうで随時監査ということがございます。これにつきましては、法律の規定により行うで、緊急、特に必要があるというところで認められておりますので、当然、その規定を適用して、監査できる内容であれば監査を実施するという形になります。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

わかりました。

あと1点、いわゆる人為的なことですが、今もそうされているんかもしれませんが、11条ですね、監査の指揮を受け、書記を置くというふうになってはいますが、これは具体的には今どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

監査委員の事務局につきましては、総務課のほうで対応させていただいておりますので、総務課の職員が書記となるということでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第11号 和東町監査委員条例の全部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第11号 和東町監査委員条例の全部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第12号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第12号の提案理由を申し上げます。

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことに伴い、引用する法律の題名及び条項を改正する必要が生じたので、提出させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから、議案第12号の説明をさせていただきます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 2 年 3 月 1 0 日 提出

和 束 町 堀 忠 雄

1 枚めくっていただきまして、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。

固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「。第 1 0 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 3 号において「情報通信技術利用法」という。」を削り、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日または情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の附則第 1 条本文の施行の日のいずれか遅い日から施行するということで、議長のお許しをいただいておりますので、N o . 1 2 の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

N o . 1 2 の資料の打っていますのが新旧対照表でございます。町長から提案申し上げましたように、文言の整理でございます。

1 枚めくっていただきまして、概要ということで載せさせていただきます。

改正の経緯につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した

行政の推進等に関する法律」に改められたことに伴い、引用する法律の題名及び条項を改正するものでございます。

改正の概要でございますが、書面審理を行う場合において、町長から書面によらず、電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書が提出されたものとみなすことを規定した法律の題名、条項を改正するものでございます。

現行につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項、改正後の内容が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項でございます。

施行期日につきましては、先ほど条例の改正文を読ませていただいたとおり、公布の日または情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の附則第1条本文の施行の日のいずれか遅い日から施行するというもので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第12号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第12号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

なお、先ほど設置されました予算特別委員会は、来る3月16日午前9時30分から本議場で開会いたしますので、ご参集くださるようよろしくお願いいたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後4時36分 散会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者 和東町議会議員 高 山 豊 彦

〃 和東町議会議員 藤 井 清 隆